

平成27年度版 創業・中小企業のための 補助金・融資等の手引き

平成27年3月

秋田県産業労働部 産業政策課
地域産業振興課
産業集積課
商業貿易課
資源エネルギー産業課

秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課

秋田県建設部 建設政策課

秋田県農林水産部 農業経済課

秋田県企画振興部 学術振興課

公益財団法人 あきた企業活性化センター

■目次【制度別】（補助金）

	目 的	補助金・融資等の特徴等
補 助 金	①新規に開業・開店したい	県内で新規に起業する方を支援 県内にAターン・移住により新規起業する方を支援
	②新商品、新技術を開発したい	創業や新商品開発、共同研究等の取組を支援 地域産業の育成・発展を支援 地域経済の牽引役をめざす企業を総合的に支援 成長産業分野における新製品等の開発を支援 小規模事業者が連携して行う商品開発等の取組を支援 情報関連事業者の商品開発を支援 中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓の活動を支援 発酵技術を活用したプレミアム商品の開発支援
	③研究開発に取り組みたい	研究開発プロジェクトのステージに対応した競争的研究開発資金を提供 医療福祉企業の研究開発拠点化を支援
	④販路及び取引の拡大を図りたい	新たな秋田の顔となる新商品のPR及び商品改良に対する支援 新たな取引の開始や拡大のための、社員の派遣や技術指導の受け入れを支援 航空機産業や自動車産業の国際的な認証取得を支援 情報関連事業者の認証取得を支援 情報関連産業の活性化に資する取組を支援 圏域を越えて相互交流を行う商業者を支援
	⑤海外に進出したい	海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援
	⑥競争力強化を図りたい	競争力の強化を図る企業の新たな取組を支援 カイゼン推進等の各種取組を支援 食品加工機能向上のための設備導入を支援
	⑦新分野進出・新事業活動に取り組みたい	地域の課題やニーズに対応し、今後成長が見込まれるサービス産業を支援 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築を支援 建設業者等の経営基盤強化を支援 農業に参入し6次産業化を図る企業をソフト・ハードの両面で支援
	⑧工場を新增設したい	工場新設等を支援 県内への事業集約を行う企業を支援

制 度 名	掲載頁
1. あきた起業促進事業（起業支援補助金・通常枠）	1
2. あきた起業促進事業（Aターン起業・移住起業枠）	3
3. あきた企業応援ファンド事業	5
4. 新技術・地域資源開発補助事業	8
5. ものづくり中核企業創出促進事業	9
6. 先導的技術等開発事業	11
7. 小規模事業者連携支援事業	12
8. 情報関連産業商品開発支援事業	13
9. あきた農商工応援ファンド事業	14
10. 発酵の国あきた商品開発支援事業	16
11. 産学官連携促進事業	17
12. 医療福祉機器関連産業成長促進事業	18
13. 優良県産商品PR・改良支援事業	19
14. サプライチェーン形成促進事業	20
15. 認証取得支援事業	21
16. 情報関連認証取得支援事業	22
17. 情報関連産業活性化支援事業	23
18. がんばる商業者相互交流支援事業	25
19. 海外展開支援事業	26
20. 海外新拠点開設支援事業	28
21. がんばる中小企業応援事業①	30
がんばる中小企業応援事業②（企業立地・雇用増加型）	31
22. 企業競争力向上支援事業	33
23. 食品事業者加工機能向上支援事業	35
24. サービス産業ビジネス展開支援事業	36
25. 環境調和型産業集積支援事業	37
26. 建設業経営基盤強化支援事業	38
27. 次世代経営6次産業化チャレンジ事業（異業種参入タイプ）	39
28. あきた企業立地促進助成事業①（製造業等）	40
あきた企業立地促進助成事業②（環境・エネルギー型、資源素材型）	42
あきた企業立地促進助成事業③（事業集約支援型）	44

■目次【制度別】（資金・その他）

	目 的	補助金・融資等の特徴等
資 金	①新規開業したい	新規開業者（開業後5年以内の方を含む）を資金面から支援
	②機械設備を導入したい	長期かつ低利で設備を割賦販売又はリース
	③工場を新增設したい	工場等の新增設に対して融資、融資限度額10億円 発電用施設周辺地域等の工場の新增設に対して融資、融資限度額5億円 無利子の長期資金で地域経済の振興を支援
	④資金を調達したい	中小企業者の事業資金を融資 小規模企業者の事業資金を融資 中小企業者に事業資金を融資 災害にあった中小企業者の事業資金を融資
	⑤新分野進出・新事業活動に取り組みたい	農林水産分野へ事業展開する中小企業者の事業資金を融資 経営革新などに意欲的な企業に事業資金を融資 発電事業を行う中小企業者に事業資金を融資 発電事業を行う中小企業者に設備資金を融資 事業承継を行う中小企業者の事業資金を融資
	⑥経営を立て直したい	業況の悪化している企業等の事業資金を融資 中小企業者の再建、再チャレンジを支援
	⑦経営基盤を強化したい	中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資
そ の 他	①経営課題を解決したい	経営上のあらゆるお悩みの解決を支援 県内各地域に移動相談所を開設 経営課題解決のため民間専門家を派遣
	②販路及び取引の拡大を図りたい	川下企業とのビジネスマッチングを支援 食品関連企業の販売機会の拡大、マッチングを支援 県内ものづくり企業の受発注拡大を支援
	③デザインに関する課題を解決したい	デザイン力向上を支援
	④知的財産権に関する課題を解決したい	知的財産のお悩みの解決を支援
	⑤事業開始に事務所が欲しい	創業する方に低料金で事務室を提供
	⑥研究施設、設備機器を使用したい	研究室、設備機器等を開放

制 度 名	掲 載 頁
29. 新事業展開資金（創業支援資金）	45
30. 秋田県機械類貸与制度	46
31. 秋田県企業立地促進資金	47
32. 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金	49
33. ふるさと融資（地域総合整備資金）	50
34. 中小企業振興資金（一般資金）	51
35. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）	52
36. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金小口支援枠）	53
37. 中小企業振興資金（流動資産担保資金）	54
38. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）	55
39. 中小企業アグリサポート資金	56
40. 新事業展開資金（事業革新資金）	57
41. 新事業展開資金（再生可能エネルギー導入支援資金）	59
42. 新事業展開資金（再生可能エネルギー設備資金）	60
43. 新事業展開資金（事業承継資金）	61
44. 経営安定資金	62
45. 再建企業特別融資資金	65
46. 高度化資金	66
47. 秋田県よろず支援拠点	67
48. ワンストップ移動相談事業	67
49. 専門家派遣事業	68
50. パワーアッププロデューサー事業	69
51. 食品事業者支援事業／あきた食シーズ・ニーズマッチング事業	69
52. 販路拡大支援事業／商談会開催事業	70
53. 秋田県産業デザイン支援センター事業	71
54. 知的財産有効活用事業	71
55. 創業支援室（貸し事務室）	72
56. 産業技術センター 施設・設備	73
57. 総合食品研究センター 施設・設備	74

■目次【事業目的別】

事業目的	補助金・融資等の特徴等
①起業・創業支援	<p>県内で新規に起業する方を支援</p> <p>県内にAターン・移住により新規起業する方を支援</p> <p>新規開業者（開業後5年以内の方を含む）を資金面から支援</p> <p>創業する方に低料金で事務室を提供</p>
②新製品・新技術開発支援	<p>創業や新商品開発、共同研究等の取組を支援</p> <p>地域産業の育成・発展を支援</p> <p>地域経済の牽引役をめざす企業を総合的に支援</p> <p>成長産業分野における新製品等の開発を支援</p> <p>小規模事業者が連携して行う商品開発等の取組を支援</p> <p>情報関連事業者の商品開発を支援</p> <p>中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓の活動を支援</p> <p>発酵技術を活用したプレミアム商品の開発支援</p>
③研究開発支援	<p>研究開発プロジェクトのステージに対応した競争的研究開発資金を提供</p> <p>医療福祉企業の研究開発拠点化を支援</p> <p>研究室、設備機器等を開放</p>
④販路開拓・取引拡大支援	<p>新たな秋田の顔となる新商品のPR及び商品改良に対する支援</p> <p>新たな取引の開始や拡大のための、社員の派遣や技術指導の受け入れを支援</p> <p>航空機産業や自動車産業の国際的な認証取得を支援</p> <p>情報関連事業者の認証取得を支援</p> <p>情報関連産業の活性化に資する取組を支援</p> <p>圏域を越えて相互交流を行う商業者を支援</p> <p>川下企業と川上（県内）企業のビジネスマッチングを支援</p> <p>県内食品関連企業の販売機会の拡大、マッチングを支援</p> <p>県内ものづくり企業の受発注拡大を支援</p>
⑤海外進出支援	<p>海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援</p>
⑥競争力強化支援	<p>競争力の強化を図る企業の新たな取組を支援</p> <p>カイゼン推進等の各種取組を支援</p> <p>食品加工機能向上のための設備導入を支援</p>
⑦設備投資等支援	<p>工場新設等を支援</p> <p>県内への事業集約を行う企業を支援</p> <p>長期かつ低利で設備を割賦販売又はリース</p> <p>工場等の新增設に対して融資</p> <p>発電用施設周辺地域等の工場の新增設に対して</p> <p>融資無利子の長期資金で地域経済の振興を支援</p>

制 度 名	掲載頁
1. あきた起業促進事業（起業支援補助金・通常枠）	1
2. あきた起業促進事業（Aターン起業・移住起業枠）	3
29. 新事業展開資金（創業支援資金）	45
55. 創業支援室（貸し事務室）	72
3. あきた企業応援ファンド事業	5
4. 新技術・地域資源開発補助事業	8
5. ものづくり中核企業創出促進事業	9
6. 先導的技術等開発事業	11
7. 小規模事業者連携支援事業	12
8. 情報関連産業商品開発支援事業	13
9. あきた農商工応援ファンド事業	14
10. 発酵の国あきた商品開発支援事業	16
11. 産学官連携促進事業	17
12. 医療福祉機器関連産業成長促進事業	18
56. 産業技術センター 施設・設備	73
57. 総合食品研究センター 施設・設備	74
13. 優良県産商品PR・改良支援事業	19
14. サプライチェーン形成促進事業	20
15. 認証取得支援事業	21
16. 情報関連認証取得支援事業	22
17. 情報関連産業活性化支援事業	23
18. がんばる商業者相互交流支援事業	25
50. パワーアッププロデューサー事業	69
51. 食品事業者支援事業／あきた食シーズ・ニーズマッチング事業	69
52. 販路拡大支援事業／商談会開催事業	70
19. 海外展開支援事業	26
20. 海外新拠点開設支援事業	28
21. がんばる中小企業応援事業①	30
がんばる中小企業応援事業②（企業立地・雇用増加型）	31
22. 企業競争力向上支援事業	33
23. 食品事業者加工機能向上支援事業	35
28. あきた企業立地促進助成事業①（製造業等）	40
あきた企業立地促進助成事業②（環境・エネルギー型、資源素材型）	42
あきた企業立地促進助成事業③（事業集約支援型）	44
30. 秋田県機械類貸与制度	46
31. 秋田県企業立地促進資金	47
32. 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金	49
33. ふるさと融資（地域総合整備資金）	50

■目次【事業目的別（続き）】

事業目的	補助金・融資等の特徴等
⑧新分野進出・新事業活動支援	地域の課題やニーズに対応し、今後成長が見込まれるサービス産業を支援 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築を支援 建設業者等の経営基盤強化を支援 農業に参入し6次産業化を図る企業をソフト・ハードの両面で支援 農林水産分野へ事業展開する中小企業者の事業資金を融資 経営革新などに意欲的な企業に事業資金を融資 発電事業を行う中小企業者に事業資金を融資 発電事業を行う中小企業者に設備資金を融資 事業承継を行う中小企業者の事業資金を融資
⑨事業資金支援	中小企業者の事業資金を融資 小規模企業者の事業資金を融資 中小企業者に事業資金を融資 災害にあった中小企業者の事業資金を融資
⑩経営改善・課題解決支援	業況の悪化している企業等の事業資金を融資 中小企業者の再建、再チャレンジを支援 中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資] 経営上のあらゆるお悩みの解決を支援 県内各地域に移動相談所を開設 経営課題解決のため民間専門家を派遣 デザイン力向上を支援 知的財産のお悩みの解決を支援

制 度 名	掲載頁
24. サービス産業ビジネス展開支援事業	36
25. 環境調和型産業集積支援事業	37
26. 建設業経営基盤強化支援事業	38
27. 次世代経営6次産業化チャレンジ事業（異業種参入タイプ）	39
39. 中小企業アグリサポート資金	56
40. 新事業展開資金（事業革新資金）	57
41. 新事業展開資金（再生可能エネルギー導入支援資金）	59
42. 新事業展開資金（再生可能エネルギー設備資金）	60
43. 新事業展開資金（事業承継資金）	61
34. 中小企業振興資金（一般資金）	51
35. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）	52
36. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金小口支援枠）	53
37. 中小企業振興資金（流動資産担保資金）	54
38. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）	55
44. 経営安定資金	62
45. 再建企業特別融資資金	65
46. 高度化資金	66
47. 秋田県よろず支援拠点	67
48. ワンストップ移動相談事業	67
49. 専門家派遣事業	68
53. 秋田県産業デザイン支援センター事業	71
54. 知的財産有効活用事業	71

1. あきた起業促進事業（起業支援補助金・通常枠）

－県内で新規起業する方に最高150万円を支援－

1. 事業概要

県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の確保を図るため、新規起業をめざしている方に、起業に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

新たに中小企業者等として起業し、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 新たに起業する者、又は募集締め切り日から起算して起業後12ヶ月以内の者
- ② 起業後の事務所、店舗、工場等が県内にあること
- ③ 起業において新規雇用が確実に発生すること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ⑤ その他知事が定める事項に該当しないこと

3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が別記に該当しないこと

4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、人件費ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

5. 補助率・補助金の額

次の①と②の合計額で、かつ150万円以内

- ①事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費の補助対象経費の1/2以内、かつ75万円以内(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
- ②人件費の補助対象経費の1/2以内(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

6. 事業期間

補助金の交付決定日から12か月以内

※事業期間が翌年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは採択事業における翌年度計画額を上限として、あらためて申請していただきます。

7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書

8. 募集時期

- | | |
|-------|-------------|
| 第1回募集 | 平成27年6月(予定) |
| 第2回募集 | 平成27年9月(予定) |

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

○秋田県商工会連合会

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）

TEL 018-863-8491 FAX 018-863-8490

○秋田商工会議所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）

TEL 018-866-6674 FAX 018-862-2101

11. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3887

(別記)

- 1 農業（園芸サービス業を除きます）
- 2 林業（素材生産業を除きます）
- 3 漁業
- 4 金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除きます）
- 5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 医療、福祉の社会保険・社会福祉・介護事業
- 7 以下のサービス業等
 - (1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）により規制の対象となるもの
 - (2) 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - (3) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
 - (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (5) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限ります）
 - (6) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは除きます）
 - (7) 易断所、観相業、相場案内業
 - (8) 宗教
 - (9) 政治・経済・文化団体
- 8 その他
 - (1) 公序良俗に反する事業
 - (2) 国（独立行政法人を含む）及び秋田県の他の補助金等を活用する事業

2. あきた起業促進事業（Aターン起業・移住起業枠）

－県内にAターン・移住により新規起業する方を支援－

1. 事業概要

今後一層進行する人口減少とそれに伴う本県経済規模の縮小に起業を通じてその抑制を図るため、県外在住者が本県にAターン又は移住して新規起業を目指す起業家の方に対し、起業に要する経費の一部を最高200万円まで助成します。

2. 補助対象者

県外在住者等であって、新たに中小企業者等として起業し、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 次のアからエに該当する者
 - ア 応募時において秋田県外に居住する者で新たに起業する者
 - イ 応募日から起算して秋田県内に転居後36ヶ月以内の者でこれから起業する者
 - ウ 応募日から起算して秋田県内に転居後36ヶ月以内の者で、応募日から起算して起業後12ヶ月以内の者
 - エ 県内市町村における地域おこし協力隊の経験がある者でこれから起業する者、又は応募日から起算して起業後12ヶ月以内の者
- ② 起業後の事務所、店舗、工場等が県内にあること
- ③ 起業において新規雇用が確実に発生すること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有していないこと
- ⑤ その他知事が定める事項に該当しないこと

3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が、別記に該当しないこと

4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費 ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

5. 補助率・補助金の額

次の①と②の合計額で、かつ200万円以内

- ① 事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費及び旅費の補助対象経費の1/2以内、かつ125万円以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- ② 人件費で補助対象経費の1/2以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

6. 事業期間

補助金の交付決定日から12か月以内

※事業期間が翌年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは採択事業における翌年度計画額を上限として、あらためて申請していただきます。

7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書

8. 募集時期

随時受け付けます。(ただし、予算額に達し次第募集を終了します)

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

○秋田県商工会連合会

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館内)

TEL 018-863-8491 FAX 018-863-8490

○秋田商工会議所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館内)

TEL 018-866-6674 FAX 018-862-2101

11. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3887

(別記)

- 1 農業(園芸サービス業を除きます)
- 2 林業(素材生産業を除きます)
- 3 漁業
- 4 金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除きます)
- 5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 医療、福祉の社会保険・社会福祉・介護事業
- 7 以下のサービス業等
 - (1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日法律第122号)により規制の対象となるもの
 - (2) 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - (3) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
 - (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (5) 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限ります)
 - (6) 集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものは除きます)
 - (7) 易断所、観相業、相場案内業
 - (8) 宗教
 - (9) 政治・経済・文化団体
- 8 その他
 - (1) 公序良俗に反する事業
 - (2) 国(独立行政法人を含む)及び秋田県以外の補助金等を活用する事業
 - (3) 県内市町村の補助金等を活用する事業で、その補助金等の財源が国からの交付金(地方創生関係)である場合

3. あきた企業応援ファンド事業

—創業や新商品開発、共同研究等の取組を支援—

1. 事業概要

創業や新商品・新役務の開発、販路拡大等の経営の革新への取組や、産学連携等による共同研究を支援します。

2. 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額、事業期間

次ページに記載しています。

3. 提出書類

交付申請書、事業計画書、経営計画及び資金調達計画、収支予算書等

4. 募集時期

第1回募集 平成27年5月頃予定
第2回募集 平成27年9月頃予定
第3回募集 平成28年1月頃予定
※予算がなくなり次第、募集は終了します。

5. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意していただく必要がありますのでご注意ください。

6. 申し込み先

○（公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備貸与・応援ファンド担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

7. 問い合わせ先

○上記申し込み先
○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
地域産業活性化班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

事業名	中小企業者等支援事業			共同研究助成事業	中小企業支援機関実施事業
	地域資源型	経営革新型	ものづくり一般型		
補助対象者	中小企業者又はNPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する者	経営革新の承認を受けた中小企業者	製造業を営む中小企業者又はNPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する者	高度技術または新製品の開発のために大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関または他の企業と共同で研究する中小企業者	中小企業支援機関（商工会・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、大学、公益法人等）
補助対象事業	地域資源を活用した新商品開発、販路拡大等のための事業	経営革新計画に基づき実施する新商品開発、販路拡大等のための事業	新商品開発、販路拡大等のための事業	高度技術または新製品の開発や高度技術を利用した製品の付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の開発等の共同研究	地域資源を活用して行う新商品開発、展示会、技術講習会等に関わる支援事業
補助対象経費	専門家謝金・同旅費、出展経費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、研修費、構築物費、研究開発のみに用いる機械装置または工具器具費、消耗品費、外注費、市場調査費、知的財産権購入費、委託費、その他必要と認められる経費			原材料費及び副資材費、構築物費、機械装置または工具器具費、外注加工費、技術導入費、技術情報取得費、その他必要と認められる経費	専門家謝金・同旅費、出展経費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、その他必要と認められる経費
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> ※外注費及び委託費に対応する補助金の合計額は補助金全体の2分の1以内 </div>					
助成率・限度額	助成率 2/3以内 限度額 1,000万円 (下限20万円)	助成率 2/3以内 限度額 1,000万円 (下限20万円)	助成率 1/2以内 限度額 300万円 (下限20万円)	①高度技術産業集積地域型(※) 助成率 3/4以内 限度額 1,000万円 ②一般地域型 助成率 2/3以内 限度額 500万円	助成率 10/10以内 限度額 500万円 (下限50万円)
事業期間	補助金の交付決定日から12ヶ月以内。ただし、同じテーマで2回目の事業を実施する場合は、改めて申請を行い、審査を受ける必要があります。				

※ 「高度技術産業集積地域型」とは、秋田市に主たる事務所・事業所を有する中小企業者が新商品開発等のために取組む共同研究です。秋田市以外は「一般地域型」になります。

※経営革新計画について

1. 計画作成主体（申請者）

中小企業者、中小企業者から構成される任意のグループ及び協業組合等

2. 承認の対象となる計画

新たな取組みによって事業活動の向上に貢献し、次に該当するものです。

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

3. 計画の期間

3年間～5年間

4. 経営目標の指標

次の(1)と(2)を満たす計画

- (1) 付加価値額の向上
 - ・付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）または1人当たり付加価値額（付加価値額／従業員数）が向上すること
 - ・3年計画では9%以上、4年計画では12%以上、5年計画では15%以上の伸び率が設定されること
- (2) 経常利益の向上
 - ・計画終了時の経常利益の伸び率が、3年計画では3%以上、4年計画では4%以上、5年計画では5%以上であること

5. 支援メニュー（それぞれ別途関係機関の審査を受けることが必要です）

- ・政府系金融機関の低利融資
- ・高度化融資制度
- ・機械類貸与の特別利率の適用
- ・小規模企業者等設備導入資金の特例
- ・中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例）
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・販路開拓コーディネート事業
- ・特許関係料金減免制度
- ・株式会社日本政策金融公庫法の特例
- ・貿易保険法の特例
- ・あきた企業応援ファンド事業

6. 提出書類

所定の申請書類

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 知事の承認

9. 申請・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企業支援班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

4. 新技術・地域資源開発補助事業

－地域産業の育成・発展を支援－

1. 事業概要

(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)が市町村を經由して補助を行い、新技術開発等を行う企業等を支援します。

2. 補助対象者

法人格を有する企業等

3. 補助対象事業

- (1) 新技術開発補助金 新たな技術を用いて行う新規性のある商品の開発
- (2) 地域資源開発補助金 地域資源を活用して行う地域特産品の開発

4. 補助対象経費

謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費

5. 補助対象事業の要件

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 新たな視点や技術等を導入し、既製商品と差別化を図り、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の発展が図られること
- ② 地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の育成が図られること

6. 補助率・補助金の額

- (1) 新技術開発補助金 補助対象経費の2/3または1千万円のいずれか少ない方以内の額
 - (2) 地域資源開発補助金 " 2/3または300万円 "
- ※過疎地域、みなし過疎地域、特別豪雪地域等の指定地域で行う事業の補助率は、(1)、(2)ともに10/10以内になります。

7. 事業期間

平成27年4月1日～平成28年2月29日

8. 提出書類

新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書、補助対象事業概要書、補助対象事業計画書、事業内容を説明する補足資料

9. 募集期間

平成27年1月9日～平成27年3月2日(平成27年度分の受付は終了しました)

10. 手続きの流れ

市町村に相談 → 申請 → 県經由ふるさと財団提出 → ふるさと財団での審査 → 交付決定 → 市町村で予算措置 → 実績報告書の提出 → 補助金の支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

11. 留意事項

- (1) 企業等の財務状況が悪化している場合は対象とならない場合があります。
- (2) 国庫補助事業や全面委託のものは対象となりません。

12. 申し込み先

○各市町村の担当窓口(多くは企画担当部署)

13. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

5. ものづくり中核企業創出促進事業

－地域経済の牽引役をめざす中小企業を総合的に支援－

1. 事業概要

地域経済の牽引に大きな役割を果たす中核企業を創出し、県内産業の活性化を図るため、独自技術や経営ノウハウを活かし、業績拡大が見込まれる中小企業を支援対象として認定し、技術開発から経営基盤の確立までを総合的に支援します。

2. 対象企業

独自技術や経営ノウハウを活用し、将来、地域経済の牽引に大きな役割を果たす企業（＝中核企業）へと発展しようとする意欲の高い県内の製造業種の中小企業

3. 対象企業の要件

次の各号全てに該当する中小企業者

- (1) 製造業であって、新規事業への進出または事業拡大が見込めること
- (2) 秋田県内の事業所が主な生産拠点であり、かつ、支援対象企業認定のための計画における主な生産拠点が秋田県内であること
- (3) 独自の技術等の強みを持って、将来、中核企業へと発展しようとする意欲の高い企業であること

4. 支援事業の概要

(1) 中核企業認定・経営戦略策定支援事業

中核企業の候補を認定し、中核企業化に向けた経営戦略の策定支援や、既存支援策を含めた支援策活用等の総合的なコーディネートを実施します。

(2) 中核企業創出技術開発支援事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が行う技術開発や試作品開発等に必要経費の一部を補助します。

(3) 中核企業創出設備投資利子等助成事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が行う設備投資のための借入金利子等相当額を補助します。

(4) 中核企業創出営業力強化支援事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が自ら販路を拡大する取組を支援するため、その経費の一部を補助します。

(5) 中核企業育成加速化支援事業

認定済の企業のうち、中核企業化を果たすために、更なる経営強化に向けた取組が必要な事業または、他企業との連携を行う事業に対して、個別の課題解決に対応した経費の一部を補助します。

5. 対象経費・補助率・補助金上限額・補助期間

補助事業の種類	対象経費	補助率	補助金等上限	補助期間
中核企業創出技術 開発支援事業 ①通常枠 ②重点枠（重点5分 野に限る）	開発に要する直接人 件費、機械装置費、 工具器具費、原材料 費、技術導入費、外 注加工委託費、知的 財産権取得費等	①1/2 以内 ②2/3 以内	①2,000万円 ②2,000万円	①12か月 以内 ②12か月 以内
中核企業創出設備 投資利子等助成事業	保証料を含む利子相 当額（運転資金分は 対象外）	年率3% 以内	補助対象借入金 限度額：3億円	補助金の交 付決定日か ら3年間
中核企業創出営業力 強化支援事業	マーケティング調査 費、広告宣伝費、展 示会・商談会出展費 等	1/2 以内	250万円	12か月以内
中核企業育成加速化 支援事業	企業の個別課題解決 に要する経費（事業 提案による経費）	1/2 以内	500万円	12か月以内

※重点枠の重点5分野とは、電子部品・デバイス製造、輸送用機械器具製造、新エネルギー用機械器具製造、医療機器製造、食料品製造（酒類製造を含む）の業種をいいます。

※補助金は、2ヶ年度にまたがるため、上限2,000万円であっても平成27年度分上限1,000万円、平成28年度分上限1,000万円などと分けて補助金の申請をして頂く必要がありますので、事前に担当まで必ず御相談ください。

6. 募集時期

平成27年4月中旬に募集を開始する見込みです。（募集期限は5月末見込）

7. 手続きの流れ

①支援対象企業の認定

事前申込 → 本申請 → プレゼンテーション審査 → 認定企業決定 →
経営戦略策定の支援

②補助事業

経営戦略の認定申請 → 書類審査 → 経営戦略の認定 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 補助事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金の請求 → 補助金の支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金は、別途、用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課 ものづくり振興班
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 （秋田県庁第二庁舎3F）
TEL 018-860-2241 FAX 018-860-3887

6. 先導的技術等開発事業

－成長産業分野における新製品等の開発を支援－

1. 事業概要

県内の企業による付加価値の高い製品等の開発・商品化を促進するため、有識者等で構成する「先導的技術等審査会」が選定する成長産業分野における開発テーマにおいて、新製品等の開発にコンソーシアムを形成して取り組む企業に対し、開発資金等を補助します。

2. 補助対象者

- ・事業活動の拠点が県内にある中小企業者であること。
- ・新製品等の開発・製造・販売等に関し補完関係を有する他企業や大学・試験研究機関等、申請者を含む二者以上で構成するコンソーシアムを形成していること。
- ・コンソーシアムには、開発プロジェクトを統括し、進捗管理等を行う能力を有するプロジェクトマネージャーを配置していること。
- ・開発する新製品等の主たる製造拠点を秋田県内に置くこととしていること。

3. 開発テーマ・採択件数

開発テーマは、成長産業分野において、将来、ビジネスとして特に有望と見込まれる市場・技術を考慮し、先導的技術等審査会において選定します。

平成27年度は、3件の開発テーマを選定し公募することとしており、計3件の補助事業を採択する予定です。

4. 補助対象経費

直接人件費、原材料費、工具器具費、機械装置費、外注加工委託費、技術指導受入費、マーケティング関連費、知財取得関連費、会議費等

5. 補助率・補助金の額

補助率：補助対象経費の10/10以内、上限額1,000万円

注) 実際の交付決定額は、採択する補助事業の内容に応じて予算の範囲内で調整します。

6. 募集時期

平成27年3月下旬～4月下旬（または4月上旬～4月下旬）

7. 提出書類

事業計画認定申請書 等

8. 手続きの流れ

(開発テーマ選定) → 応募 → (書類審査・プレゼンテーション審査) → 事業計画の認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → (中間報告会) → (成果報告会) → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金の額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※ () は、先導的技術等審査会の開催によるもの。これらのうち、中間報告会及び成果報告会では、補助事業終了前に成果を報告し、製品化等に向けた指導・助言を受けるものとします。

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

7. 小規模事業者連携支援事業

－小規模事業者が連携して行う商品の開発等の取組を支援－

1. 事業概要

商品等の開発又は販路開拓・拡大に取り組む2者以上で連携する小規模事業者を支援し、経営革新及び経営改善の一層の促進を図ります。

2. 補助対象者

次に掲げる要件等を満たすグループ

- (1) 2者以上の小規模事業者（商工業者で、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下のものをいいます。）のみで構成していること。
- (2) 県内に事業の拠点を有していること。

3. 補助対象事業

小規模事業者が連携し、商品等の開発又は販路拡大を行う事業及びこれらに付随する事業とする。ただし、複数年度にわたる事業の場合は、付随する事業のみの申請を行うことができる。

4. 補助対象経費

上記事業の実施に必要な市場調査費、会議費、試作・開発費、販路開拓費、その他知事が必要と認める経費

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の2/3以内で、限度額30万円

6. 提出書類

申請書、事業計画書等

7. 募集時期

4～5月

8. 手続きの流れ

応募 → 商工団体による推薦 → 選考 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払（※補助金の支払は、事業終了後の精算払のみです。）

9. 申し込み先

最寄りの商工会・商工会議所

10. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 制度全般についての問い合わせ

秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

団体・金融班 TEL 018-860-2217 FAX 018-860-3887

8. 情報関連産業商品開発支援事業

－情報関連事業者の商品開発を支援－

1. 事業概要

県内情報関連事業者が、首都圏等の大規模市場での受注を拡大させるため、付加価値の高い自社商品の開発に要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

- ① 本社又は概ね半数以上の事業所が県内に所在する事業者で、かつ、次の業務を行う中小企業者
日本標準産業分類の大分類G「情報通信業」のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業とします。また、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」の専門サービス業（デザイン業など）及び広告業などについては、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、その業態に応じて対象とします。
- ② その他知事が特に必要と認める者

3. 補助対象事業

新たに自社商品としてソフトウェアやメディアコンテンツを開発する事業。なお、完了検査時に成果品の稼働が確認できること、プロジェクト管理を自社で行うこと、開発工程の概ね半分以上を自社で行うことを要件とします。

4. 補助対象経費

- ① 市場調査、業界調査に要する費用
調査委託費、講師謝金及び旅費など
- ② システム企画から各種テストまでに要する費用
直接人件費、外注加工費、ライセンス費用、サーバー賃借料など
- ③ 販売促進に要する費用
パッケージやパンフレットのデザイン料、印刷製本費など

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/3以内、限度額3,000千円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は平成28年3月31日のいずれか早い日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、直接人件費支出対象者一覧、直接人件費算定内訳書、開発工程表など

8. 募集時期

3月上旬から4月中旬まで（予定）

9. 手続きの流れ

公募、申請 → 審査 → 交付決定通知 → 事業開始 → 実施状況報告
→（変更承認申請、交付決定変更通知） → 事業完了 → 実績報告 →
完了検査 → 額の確定 → 請求 → 支払い

* 補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、事業の実施に要する資金を用意する必要があります。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

情報産業班 TEL 018-860-2245 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

9. あきた農商工応援ファンド事業

—中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓を支援—

1. 事業概要

①中小企業者と農林漁業者等が連携体を作り新商品開発等を行う取組、及び②連携体を支援する団体に支援します。

2. 補助対象者

①農商工連携支援事業 ・中小企業者と農林漁業者との連携体、 または自ら事業を行うNPO等の中 小企業者	②農商工等連携応援団体支援事業 ・中小企業者と農林漁業者との連携体 等を支援する事業を行う団体
--	---

3. 補助対象事業

①農商工連携支援事業 ・上記対象者による新商品開発、販路開 拓等	②農商工等連携応援団体支援事業 ・上記団体が行う農商工連携により開 発された新商品の販路開拓
--	--

4. 補助対象経費

①農商工連携支援事業 ・新商品、新サービスの開発費、販路開 拓費等	②農商工等連携応援団体支援事業 ・旅費、会場借料、消耗品費、展示会 等出店料、広報費等
---	---

5. 補助率・補助金の額

①農商工連携支援事業 ・4/5以内で限度額1,000万円	②農商工等連携応援団体支援事業 ・10/10以内で限度額500万円
---------------------------------	--------------------------------------

6. 事業期間

補助金の交付決定日から3年以内。ただし、継続して2・3年目の事業を実施する場合は、直近の交付決定日から1年を経過する前に申請を行い、審査を受ける必要があります。

7. 提出書類

助成金交付申請書等

8. 募集時期

第1回募集 平成27年 4～5月（予定）

第2回募集 平成27年 7～8月（予定）

第3回募集 平成27年11～12月（予定）

※予算がなくなり次第、募集は終了します。

9. 手続きの流れ

募集 → 事前相談 → 応募 → 審査（書類・プレゼンテーション） → 事業採択
→ 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了
→ 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求
→ 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み先

○（公財）あきた企業活性化センター 経営支援グループ
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備貸与・応援ファンド担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

11. 問い合わせ先

○上記申し込み先
○秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
調整・食品振興班 TEL 018-860-2258 FAX 018-860-3878

10. 発酵の国あきた技術活用支援事業

－本県の強みである発酵技術を活用したプレミアム商品の開発支援－

1. 事業概要

原材料を県内産にこだわった発酵食品造成のため、専門家からのアドバイスを得ながら商品の開発・改良などを行い、特産品づくりをめざす取組を支援します。さらに、商談会への出展、商品プロモーションや販路拡大のため、商品パンフ等販促ツールを作成し、提携先や販路先（首都圏百貨店等）を確保する取組にも支援します。

2. 補助対象者

県内の食品事業者等（2～3社による共同提案も可能）

3. 補助対象事業

県産原材料を使用し、発酵技術を活用した商品開発・改良と販路開拓の取組等

4. 補助対象経費

試作品の原材料費、パッケージデザイン費、サンプル購入費、マーケティング調査費 など

5. 補助率・補助金の額

定額（補助金上限額 1,000千円／1事業）

※1：補助対象経費となるのは、交付決定日～事業終了日までの間に発注、支払、使用したものになります。

※2：補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成28年2月末日（最長で）

7. 提出書類

申請時：事業計画書 等

採択後：補助金交付申請書 等

終了後：実績報告書、請求書 等

8. 募集時期

締切：4月30日（予定）

審査方法：書類、プレゼン（専門家による審査）

9. 手続きの流れ

募集 → 事前相談 → 申請 → 審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

10. 申し込み・問い合わせ先

○ 秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

調整・食品振興班 TEL 018-860-2258 FAX 018-860-3878

1 1 . 産学官連携促進事業

－研究開発プロジェクトのステージに対応した競争的研究開発資金を提供－

1. 事業概要

研究開発プロジェクトのステージに対応した競争的研究開発資金を提供することにより、県内企業へ付加価値の高い技術の移転を支援します。

2. 対象者

民間企業、組合、公益法人にあつては、秋田県内に本社、支社、工場又は研究機関等が所在し、大学等公的試験研究機関等にあつては、県内に所在し、かつ研究実施場所が県内にある必要があります。

ただし、県内企業・大学等に加えて県外の民間企業、組合、公益法人、大学等公的試験研究機関等が共同で実施し、かつ主たる研究実施場所が県内にあると認められる場合は対象とします。

3. 対象事業等

区分	フィージビリティ スタディ支援事業	研究開発シーズ 育成支援事業	重点分野研究開発 プロジェクト事業
事業内容	複数の実施機関（民間企業を必ず含む）が共同実施する実現可能性調査	複数の実施機関（民間企業を必ず含む）が共同して実施する基盤研究	コンソーシアム（研究実施者、研究代表者、連携責任者、管理法人によって構成）が実施するプロジェクト
対象経費	研究用設備取得費（50%未満）、研究補助員の賃金、消耗品、旅費・調査費、印刷製本費、機器等の賃借料等、通信運搬費、等		特許出願関連経費
委託 限度額	共同調査 50万円/年 試作市場調査 100万円/年	150万円/年	600万円/年
事業期間	1か年を限度	1か年を原則	3か年を限度

4. 提出書類

事業提案書、補足資料（定款、寄付行為、出資者・役員一覧、決算報告書、会社案内等）

5. 募集時期

平成27年5～6月（予定）

6. 手続きの流れ

事業計画書提出 → 書類審査
→ プレゼンテーション審査（重点分野研究開発プロジェクト事業のみ）
→ 委託事業者決定 → 見積書提出 → 契約 → 事業着手・概算払
→ 研究成果報告書提出 → 完了検査 → 精算

7. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県企画振興部 学術国際局学術振興課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

科学振興・産学官連携班 TEL 018-860-1262 FAX 018-860-1225

12. 医療福祉機器関連産業成長促進事業

－医療福祉企業の研究開発拠点化を支援－

1. 事業概要

医療福祉機器メーカーの研究開発拠点化を促進するため、県内の中核的な医療機器メーカーによる、県内の大学や公設試等研究機関と連携した新製品の研究開発を補助します。

2. 補助対象者

- ・県内に医療機器の量産拠点を有する、医療福祉関連産業の中核となるメーカー。
- ・研究開発する新製品等の主たる製造拠点が秋田県内にあること。

3. 補助対象事業

補助対象者と県内の大学や公設試等研究機関による、補助対象者の県内事業所での生産を見込んだ製品の研究開発。

4. 補助対象経費

直接人件費、原材料費、工具器具費、機械装置費、外注加工委託費、マーケティング関連費、知財関連費、会議費 等

5. 補助率・補助金の額

補助率：補助対象経費の1/2以内、 上限額：1千万円/年

注) 実際の交付決定額は、採択する補助事業の内容に応じて予算の範囲内で調整します。

6. 事業期間

最長3年度

7. 提出書類

事業計画認定申請書 等

8. 募集時期

平成27年4月下旬～

9. 手続きの流れ

応募 → (書類審査・プレゼンテーション審査) → 事業計画の認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 1年目成果報告会・2年目プレゼンテーション審査 → 1年目事業終了 → 1年目実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金の額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

→ 2年目事業計画の認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 2年目成果報告会・3年目事業計画プレゼンテーション審査 → 2年目事業終了 → 2年目実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金の額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

→ 3年目事業計画の認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 3年目成果報告会 → 3年目事業終了 → 3カ年実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金の額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

13. 優良県産商品PR・改良支援事業

－新たな秋田の顔となる新商品のPR及び商品改良に対する支援－

1. 事業概要

「あきた食のチャンピオンシップ2015（旧秋田県特産品開発コンクール）」における入賞賞品（金賞及び銀賞）に対し、県内外への販路拡大に対する取り組みや、デザイン改良等による商品の磨き上げに対する取り組みを支援します。

2. 補助対象者

「あきた食のチャンピオンシップ2015」審査会の結果、金賞及び銀賞を受賞した商品の製造事業者等

3. 補助対象事業

受賞商品の県内外への販路拡大及び商品改良の取り組み

4. 補助対象経費

次の取り組み等に係る経費

- ① 商品改良及び販路拡大に係るアドバイザー等への謝金
- ② 商談会への出展費用、物産展への出店費用
- ③ パッケージ・包材等デザイン費
- ④ 市場調査費、成分分析費、その他知事が商品改良に必要と認める経費

※1 パッケージ・包材包材費等は試作に必要な数量に限ります。

※2 機械設備の導入経費は除くとともに、経費に消費税は含みません。

※3 他の交付金との併用はできません。

5. 補助率・補助金の額

定額：補助金上限額 金賞受賞商品 300千円／1事業者

銀賞受賞商品 100千円／1事業者

※1：補助対象経費となるのは、交付決定日～事業終了日までの間に発注、支払、使用したのになります。

※2：補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成28年2月末日（最長で）

7. 提出書類

申請時：事業計画書 等

採択後：補助金交付申請書 等

終了後：実績報告書、請求書 等

8. 募集時期

「あきた食のチャンピオンシップ2015」

エントリー締切：6月30日（申込み書の郵送・FAX・メール可）

9. 手続きの流れ

募集 → 審査 → 入賞賞品の決定 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

10. 申し込み・問い合わせ先

○ 秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

まるごと売込み班 TEL 018-860-2259 FAX 018-860-3878

14. サプライチェーン形成促進事業

—新たな取引の開始や拡大のための、社員の派遣や技術指導の受け入れを支援—

1. 事業概要

県内企業が、県内外の企業から新たな受注を目的として、社員を発注元企業へ派遣する場合、又は、技術指導者を受け入れる場合に、その取組に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

- ・製造業を営み、事業活動の拠点が県内にある中小企業者であること。

3. 補助対象事業

県内企業が県外企業への派遣研修を実施する取組や、外部からの技術指導の受け入れを実施する取組であって、次の全てに該当する事業を対象とする。

- ① 当該企業等にとって新分野進出又は技術力強化が見込まれる事業であること
- ② 優れた経営資源、技術資源を持つ県外企業への派遣（以下「派遣型」という。）又は外部からの技術指導の受け入れ（以下「受入型」という。）であり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること。
- ③ 概ね1カ月以上の県外企業への派遣又は年間30日程度の技術指導の受け入れに係る事業であること
- ④ 事業終了後、県内において事業展開する計画であること

4. 補助対象経費

- ① 派遣型 派遣社員の賃金、旅費、家賃、教材費、材料費等
- ② 受入型 技術指導者への謝金、旅費、家賃、技術指導を受ける際の教材費や材料費等

5. 補助率・補助金の額

補助率は補助対象経費の1/2以内、補助金の額は200万円を限度として予算の範囲内で調整します。

6. 事業期間

対象期間の始期は、交付申請の日からとし、事業期間は1年間とします。ただし、対象期間の始期について特別な事情がある場合は、考慮します。

7. 提出書類

助成金交付申請書等

8. 募集時期

随時（予算がなくなり次第、終了とします。）

9. 手続きの流れ

募集 → 交付申請 → 審査（書類・プレゼンテーション） → 採択 → 交付決定 → 事業着手（申請時からの着手可） → 状況報告（3カ月に1回） → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い → 状況報告（事業終了後3カ年）

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

15. 認証取得支援事業

－航空機産業や自動車産業の国際的な認証取得を支援－

1. 事業概要

大手航空機メーカー等との取引や海外向け自動車部品の取引拡大を図るため、航空機産業の世界標準の品質マネジメントシステム（JISQ9100）、特殊工程作業に対する国際的な認証制度（Nadcap）、自動車産業の国際的な品質マネジメントシステム（TS16949）の認証取得に必要な経費を補助します。

2. 補助対象者

事業活動の拠点が県内にある次のいずれか該当する製造業者。

- ①大手航空機メーカーとの取引を目指す製造業者
- ②航空機部品の特殊工程に取り組もうとする製造業者
- ③海外向け自動車部品に取り組もうとする製造業者

3. 補助対象事業

JISQ9100、Nadcap、TS16949の認証取得

4. 補助対象経費、補助率・補助金の額、事業期間

認証制度	JISQ9100	Nadcap	TS16949
対象経費	申請料、審査料（書類審査、予備審査、本審査の各費用） 認証料（初回登録料）		
	内部監査員養成費	コンサルティング費、 翻訳料、通訳料	コンサルティング費、 内部研修費
補助率	1 / 2 以内		
補助限度額	100万円	300万円	300万円
事業期間	最長2年間（交付決定日より平成29年3月まで）		

5. 提出書類

所定様式の事業計画書

6. 募集時期

平成27年3月（予定）

7. 手続きの流れ

応募 → 審査 → 事業採択 → 補助金交付申請 → 交付決定
→ 事業実施 → 中間報告書の提出（平成27年度実施分） → 検査
→ 補助金額の確定（平成27年度分） → 補助金の請求 → 支払
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
輸送機産業班 TEL 018-860-2242 FAX 018-860-3887

16. 情報関連認証取得支援事業

－情報関連事業者の認証取得を支援－

1. 事業概要

県内情報関連事業者の販路の維持及び拡大を図るため、官公需受注や共同企業体への参加資格となりつつあるプライバシーマークについて、その認証取得に要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

- ① 本社又は概ね半数以上の事業所が県内に所在する事業者で、かつ、次の業務を行う中小企業者
日本標準産業分類の大分類G「情報通信業」のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業とします。また、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」の専門サービス業（デザイン業など）及び広告業などについては、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、その業態に応じて対象とします。
- ② その他知事が特に必要と認める者

3. 補助対象事業

新たにプライバシーマークの使用許諾証を取得するための事業。なお、交付決定のあった年度に、指定審査機関に対し「プライバシーマーク付与適格性審査申請書」を提出し、指定審査機関から「文書審査実施報告書」又は「指示書類提出指示書」を受理することを要件とします。

4. 補助対象経費

- ① 審査登録機関の審査等に要する費用
申請料、審査料（現地審査料を含む）、登録料
- ② コンサルタント料、指導料
交付決定のあった日以降に提供された役務に対し、当該年度に支出された
コンサルタント料、講師謝金及び旅費など

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/3以内、限度額800千円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は平成28年3月31日のいずれか早い日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、補助事業実施体制図など

8. 募集時期

3月上旬から9月下旬まで（予定）

9. 手続きの流れ

公募、申請 → 審査 → 交付決定通知 → 事業開始 → 実施状況報告
→（変更承認申請、交付決定変更通知） → 事業完了 → 実績報告 →
完了検査 → 額の確定 → 請求 → 支払い

* 補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、事業の実施に要する資金を用意する必要があります。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

情報産業班 TEL 018-860-2245 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

17. 情報関連産業活性化支援事業

－情報関連産業の活性化に資する取組を支援－

1. 事業概要

新しい技術やデバイスなどの登場により市場や商機が拡大しており、かつ、県内他産業の高度化や効率化への貢献など波及効果が大きい情報関連産業の振興のため販路拡大、人材育成及びコミュニティ活動などに要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

- ① 本社又は概ね半数以上の事業所が県内に所在する事業者で、かつ、次の業務を行う中小企業者及び県内において次の業務に関連する活動を行う団体
日本標準産業分類の大分類G「情報通信業」のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業とします。また、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」の専門サービス業（デザイン業など）及び広告業などについては、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、その業態に応じて対象とします。
- ② その他知事が特に必要と認める者

3. 補助対象事業

- ① 販路拡大型
ソフトウェアやコンテンツ等のPR、ビジネスパートナーの獲得などにより販路を拡大させるため、展示会等への出展又は展示会を開催する事業
- ② 人材育成型
県内情報関連産業従事者や学生などの技術力や見識を高めるため、研修会やセミナーを開催する事業
- ③ コミュニティ等活動型
会員（構成員）を対象とした研修会等を開催する事業、県内の企業と学生、又は技術者同士の交流を促進する事業

4. 補助対象経費

- ① 販路拡大型 展示会等小間代、小間装飾費、販売促進費、旅費、宿泊費等
- ② 人材育成型 講師謝金及び旅費並びに宿泊費、会場使用料、教材費等
- ③ コミュニティ等活動型 講師謝金及び旅費並びに宿泊費、会場使用料、教材費等

5. 補助率・補助金の額

- ① 販路拡大型 補助対象経費の1/2以内、限度額500千円
- ② 人材育成型 補助対象経費の2/3以内、限度額500千円
- ③ コミュニティ等活動型 補助対象経費の1/2以内、限度額100千円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は平成28年 3月31日のいずれか早い日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書など

8. 募集時期

販路拡大型及び人材育成型は4月上旬から下旬まで、コミュニティ等活動型は4月上旬から12月下旬までとしますが、販路拡大型及び人材育成型については、予算の範囲内で9月に再募集することがあります。

また、コミュニティ等活動型については、交付決定額が予算に達した場合は、12月下旬より前に募集を終了することがあります。

9. 手続きの流れ

公募、申請 → 審査 → 交付決定通知 → 事業開始 → 実施状況報告
→ (変更承認申請、交付決定変更通知) → 事業完了 → 実績報告 →
完了検査 → 額の確定 → 請求 → 支払い

* 補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、事業の実施に要する資金を用意する必要があります。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

情報産業班 TEL 018-860-2245 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

18. がんばる商業者相互交流支援事業

－圏域を越えて相互交流を行う商業者を支援－

1. 事業概要

商店街同士が相互に訪問して取組を学び、今後の協力体制やネットワーク化を行う研修に対して補助します。

2. 補助対象者

県内の商店街振興組合等（2つの団体で1組として申請）

3. 補助対象事業

県内の商店街振興組合等の団体同士が、相互の地域を訪問し、現状の取組や先駆的な取組を相互に視察し、現地で意見交換・交流をすることにより、今後の協力体制やネットワーク化を図る研修事業。

4. 補助対象経費

旅費、需用費、使用料及び賃借料等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額20万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成28年2月末日まで

7. 提出書類

所定様式の計画書、商店街組織等の直近の総会資料（事業、予算、決算が明らかなもの）、定款（法人）または規約（任意）

8. 募集時期

平成27年5月（予定）

9. 手続きの流れ

応募 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3887

19. 海外展開支援事業

－海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援－

1. 事業概要

中小企業者又は事業組合等に対し、その海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

2. 補助対象者

次の（１）～（３）のいずれかに該当し、秋田県内に事務所又は事業所があり、補助事業で対象とする製品等の生産活動の中心が秋田県内に存すること。また、国税又は地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当していないこと。

- （１）中小企業者。ただし、みなし大企業はこれに含めない。
- （２）前号に規定する者が構成するグループ。
- （３）法律に基づき組織された組合又は組合連合会で、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの。

3. 補助対象事業

- ・見本市等出展事業
- ・市場調査事業
- ・商品改良事業
- ・証明書等取得事業
- ・PR事業
- ・取引先招へい事業
- ・アドバイザー活用事業

4. 補助対象経費

- ・旅費（海外への交通費、宿泊費、国内での打ち合わせに伴う移動費用等）
- ・報償費（専門家への謝金、旅費等）
- ・役務費（通訳費用、文書の翻訳費用、サンプル品の外注加工費等）
- ・委託料（調査委託料など、契約書及び報告書により委託内容が把握できるもの）
- ・使用料（展示会ブースの使用料、会場借上料等）
- ・輸送費（製品展示のための輸送費等）
- ・印刷製本費（海外向け資料作成等）
- ・公的認証に係る申請費（原産地証明や放射能検査等に係る費用等）
- ・消耗品費（補助事業で使用する資材等）

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1／2以内で限度額100万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から平成28年3月末日まで

7. 提出書類

事業実施計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、
海外展開実績概要書（様式第4号）、誓約書（第5号）、直近2期分の財務諸表、
会社案内等、法人の場合は定款（写し）及び履歴事項全部証明書（個人事業者
の場合は個人事項証明書）

8. 申請締切

平成27年4月28日（火）書類一式必着

9. 手続きの流れ

応募 → 審査 → 対象事業者決定 → 補助金の交付決定
→ 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意
する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
貿易・経済交流班 TEL 018-860-2218 FAX 018-860-3887

20. 海外新拠点開設支援事業

－海外への取引拡大に向けた企業の取組を支援－

1. 事業概要

県産品の販路拡大を目的として海外事務所等の開設を目指す県内企業に対し、その立ち上げに係る経費を補助し、海外販路の開拓及び拡大についての恒常的な拠点作りを支援します。

2. 補助対象者

以下の要件を満たす県内企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・ 県内に本社を置く中小企業者であること。
※中小企業者～中小企業基本法第2条に規定するもので、「みなし大企業」は除く
- ・ 県産品の海外販路拡大を目的とし、販路開拓、業務展開、海外企業との連携等の取り組みを行う者であること。
- ・ 補助金交付年度内に海外拠点を設立若しくは法人登記等を行うこと。
- ・ 海外製品の輸入を主たる目的としないこと。
- ・ 海外拠点の開設が、本社の移転や県内での雇用の減少を伴うものでないこと。
- ・ 他の公的機関から金銭的な支援を受けていないこと。

3. 対象となる海外拠点

以下の法人等を対象の海外拠点とします。

営業活動を行わない	連絡事務所	情報収集等、本社との連絡業務に限定され、法律行為は駐在員個人の名義で行われる。法人格なし。
	代表者事務所	営業は行わないが、本社のための法律行為（現地で第三者間との契約交渉・締結、現地での訴訟・非訟事件に関する代理行為等）を行うもの。法人格なし。
営業活動を行う	支店	外国法人の支店。法人格ありとみなされる。
	現地法人	法人格あり
	合弁法人	外国法人との協同出資法人。法人格あり。

4. 補助対象経費

拠点立ち上げに係る以下の費用

- ・ 旅費（海外への渡航費用、国内での打ち合わせに伴う移動費用等）
- ・ 報償費（アドバイザー等への謝金、弁護士費用、会計士費用等）
- ・ 役務費（通訳費用、文書の翻訳費用等）
- ・ 手数料（法人登録手数料、営業許可証取得費用等）
- ・ 消耗品費（拠点立ち上げに伴うものに限る）
- ・ その他県が認める経費

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から平成27年3月末日まで

7. 提出書類

所定様式の計画書、直近2期分の財務諸表、会社案内等、法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は個人事項証明書

8. 募集時期

第1回募集 平成27年4月10日（金）～5月29日（金）

※予算残額に応じ、募集を行う場合があります。

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

貿易・経済交流班 TEL 018-860-2218 FAX 018-860-3887

21. がんばる中小企業応援事業①

－競争力の強化を図る企業の新たな取組を支援－

1. 事業概要

意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする県内中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、その企業が行う取組をソフト・ハード両面から支援します。

2. 「がんばる中小企業」の認定

県内中小企業であって、次の①～③のいずれかの事業に取り組み、自社の競争力の強化を図ろうとする企業を「がんばる中小企業」に認定します。

- ①新商品・新サービスの開発・生産・販売
- ②新分野進出
- ③新たな生産方法の導入

3. 対象事業者

県内に事業拠点を有する中小企業者（みなし大企業を除く）

4. 補助対象経費

「がんばる中小企業」の認定を受けた企業が事業計画に基づき行う取組に要する次の経費を補助します。

- ・ 人材育成、専門家活用等、取組の実施に必要な経費
- ・ 機械器具等の導入に要する経費

※なお、生産設備の導入に際しては、雇用の維持を要件とします。

5. 補助率・補助金の額

- ・ 補助率 1 / 3 以内（小規模事業者、ベンチャー企業は 1 / 2）
- ・ 限度額 製造業 1, 000 万円 非製造業 500 万円

6. 事業期間

補助金交付決定から 12 ヶ月

7. 提出書類

所定の様式、直近 3 期分の財務諸表、定款、登記事項証明書、会社案内等

8. 募集時期

第 1 回 4 月 1 日（水）～ 5 月 22 日（金）

第 2 回 10 月頃予定

9. 手続きの流れ

認定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 「がんばる中小企業」認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1

地域産業活性化班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

2.1. がんばる中小企業応援事業②（企業立地・雇用増加型）

－がんばる中小企業が行う雇用創出を伴う設備投資を支援します－

1. 事業概要

意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、当該企業が行う雇用創出を伴う設備投資を支援することで、県内経済の活性化を図ります。

2. 対象業種（企業）

がんばる中小企業の認定を受けた中小企業（製造業（環境・エネルギー型企業、資源素材型企业（注1）を含む）、流通関連業（注2）、情報通信関連業）

（注1）環境・エネルギー型企業、資源素材型企业は、あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）の対象業種（企業）と同様です。

（注2）対象となる流通関連業は、県を越えた広域物流ネットワークを構築する事業です。

3. 補助の要件

①投下固定資産額（土地代除く）：1億円以上3億円未満

②新規常用雇用者 5人以上（注3）

（注3）環境・エネルギー型企業で従業員数が100人以下の場合は、新規常用雇用者が2人以上で補助の要件を満たすものとする。ただし、新規常用雇用者が4人以下の場合は、補助率の加算は行わず、補助限度額を2千万円とします。

4. 補助率・補助金の額

①投下固定資産（土地代除く）への補助率

補助率	○製造業で下記に該当する場合、補助率を加算します。		
10%	企業立地促進法の基本計画に定める業種（注4）	資源素材・エネルギー分野	新規常用雇用者数
			30人以上
			+5%

（注4）計画区域内で企業立地促進法に指定されている業種（電子・輸送機、資源リサイクル・医療、木材、食品）を営む場合

②雇用奨励費（新規常用雇用者）

1人につき、年25万円（上限3年間）

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地推進班にご相談ください。

<製造業（環境・エネルギー型企業、資源素材型企业）について>

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課エコタウン班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

認定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 「がんばる中小企業」認定
→ 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出
→ 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

22. 企業競争力向上支援事業

－カイゼン推進等の各種取り組みを支援－

1. 事業概要

生産改善アドバイザー等の外部アドバイザーによる助言・指導・工程分析に基づいて取り組む品質改善や生産性向上等を進める企業に、その取組に必要な経費を補助します。

2. 補助対象者

- ・事業活動拠点が県内にある中小企業者であること。
- ・事業計画が明確で実現性が高いこと。
- ・生産性の向上、ランニングコスト削減等の業務改善・効率化を達成する計画であること。
- ・外部アドバイザーの指導を受けて生産工程を見直し、品質改善や生産性の向上に取り組んでいること。

3. 支援事業の概要

下記の支援メニューの組み合わせにより支援を行います。

- ① 人材育成支援事業
- ② アドバイザー等活用事業
- ③ 製造設備等改善事業（製造ライン改善、製造設備等の導入・改良等）

※支援メニューについては変更になる可能性があります。

4. 補助対象事業、補助対象経費、補助対象の範囲、補助率・補助金の額、事業期間

次ページ（別表1）に記載しています。

5. 提出書類

所定様式の計画書、直近2期分の財務諸表、会社案内等、法人にあつては定款、登記事項証明書

6. 募集時期

4月下旬～5月中旬（予定）

7. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企業支援班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

支援事業の概要

別表 1

事業名	人材育成支援事業	アドバイザー等活用事業	製造設備等改善事業
補助対象事業内容	カイゼンの推進に必要な専門知識や技能を習得するため、職場内研修や外部への研修派遣	カイゼンの推進に必要なアドバイザー等（専門アドバイザー、専門コンサルタント、専門技術者、熟練技術者）の活用	カイゼンの推進に必要な製造ライン改善、設備導入・改良等とそれに伴う工事費
補助対象経費	①社内教育に必要な経費 ②外部派遣教育に必要な経費	・アドバイザー等の活用経費 ・アドバイスを受けて公的認証を取得するための経費	設備費、機械器具費等
補助対象の範囲	①講師謝金・旅費・宿泊費、原材料、教材、消耗品、研修委託費等 ①受講料、受験料、教材費、旅費、宿泊費	謝金、宿泊費・旅費、委託費、公的認証申請費用、認定審査費用等	工事費、設備費、工事請負費、委託費等
補助率	補助対象経費の1/2以内		
補助金の額	各事業合計で限度額100万円（千円未満切り捨て） 原則として下限20万円		
事業期間	補助金の交付決定日から12か月		
特記事項	厚生労働省のキャリア形成促進助成金等を受給している場合は補助の対象外	特許・商標・意匠登録等の財産権の認定審査費用は補助の対象外	

※事業期間が翌年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは翌年度分として、あらためて申請していただきます。

23. 食品事業者加工機能向上事業

－食品加工機能向上のための設備導入を支援－

1. 事業概要

県内に不足している加工機能を向上させるため、県内食品事業者が行う食品加工機械設備の導入を支援します。

2. 補助対象者

県内食品事業者

3. 補助対象となる取組

加工機能が向上する食品加工機械設備の導入により、生産拡大等の付加価値を向上させる取組

※想定取組例

- ・ 県外に流出する加工委託を県内で可能にする取組
- ・ 県外からの加工受託を可能にする取組
- ・ 県外への販路拡大に結びつく取組 等

4. 補助対象経費

食品加工機械設備費（中古品は除く、雇用の維持が要件）、設置料、試運転費 等

5. 補助率・補助金の額

1／2以内、上限200万円

6. 事業期間

交付決定日から事業を完了する日又は平成28年3月末日のいずれか早い日まで

7. 提出書類

申請時：事業計画書 等
採択後：補助金交付申請書 等
終了後：実績報告書、請求書 等

8. 募集時期

平成27年4月中旬～5月中旬（募集終了）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※1：補助対象経費となるのは、交付決定日～事業終了日までの間に発注、支払、使用したのになります。

※2：補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意していただく必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
食品工業班 TEL 018-860-2224 FAX 018-860-3878

24. サービス産業ビジネス展開支援事業

－地域の課題やニーズに対応し、今後成長が見込まれるサービス産業を支援－

1. 事業概要

地域課題への対応や、今後成長が見込まれる分野への参入など、社会のニーズに対応したビジネスの展開を支援することにより、サービス産業の振興を図ります。

2. 補助対象者

県内に事業所を有する商業、サービス業者、新たな事業に取り組む者

3. 補助対象事業

少子高齢化、健康・福祉、安心・安全等の地域課題に対応し、今後成長が見込まれるヘルスケアビジネスやシニアビジネスなどの新たなサービスへの取組など

4. 補助対象経費

広告宣伝費、通信運搬費、需用費、備品購入費、機器リース料、賃金（アルバイト代に限る）等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成28年3月末日まで

7. 提出書類

所定様式の計画書、直近3期分の財務諸表、法人にあっては、定款、登記簿謄本及び会社案内等

8. 募集時期

平成27年4月1日（水）から10月30日（金）まで

9. 手続きの流れ

応募 → 審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3887

25. 環境調和型産業集積支援事業

-産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築-

1. 事業概要

主に県内で発生する産業廃棄物を原料としたリサイクル事業を支援します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する県内事業者（①は県内に進出する事業者を含みます）

- ①産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収設備を県内に整備すること（環境産業施設整備費補助金）
- ②産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収に関する試験研究を行うこと（環境産業研究開発費補助金）
- ③環境展等の循環型社会形成を目的としたイベントに自社製品等を出展すること（環境イベント参加費補助金）
- ④自社で製造もしくは製造予定のリサイクル品に販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行うこと（リサイクル製品販促調査費等補助金）
- ⑤自社のリサイクル施設等の視察が可能となるように、安全対策設備や案内板、案内通路の整備等を行うこと（環境産業普及啓発費補助金）

3. 補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額

	補助対象経費	補助率	補助金の限度額 (下限額)
上記 2.①	事業のための投下固定資産を取得するための経費（土地取得費、車両購入費は除きます）	1/3以内	1,500万円 (75万円)
②	研究者の人件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工事器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費 ただし、人件費は補助対象経費の1/2以内、機械装置は1/4以内となります。	1/2以内	700万円 (35万円)
③	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	100万円 (10万円)
④	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	500万円 (25万円)
⑤	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に必要な経費、見学者への説明を目的としたパネル、パンフレット、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	200万円 (10万円)

4. 募集時期

平成27年4月20日～5月20日

5. 手続きの流れ

公募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業計画認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなります。それまでの間に要する支払資金等を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

26. 建設業経営基盤強化支援事業

－建設業者等の経営基盤強化を支援－

1. 事業概要

技術力と経営力の向上を図り、地域に貢献していく建設業者等を支援するため、成長分野への事業展開や新たな施工方法・施工技術の開発・導入等により、経営基盤強化を図ろうとする取組に要する経費の一部を助成します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 建設業許可を受けている県内中小企業者のうち、直近の決算における建設業に係る売上が売上高全体の50%以上を占める者
- (2) 建設関連産業の登録を受けている県内中小企業者のうち、直近の決算における当該業務に係る売上が売上高全体の50%以上を占める者
- (3) 代表者として主体的な役割を担う(1)又は(2)の中小企業者を含む2以上の中小企業者の合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）
- (4) (1)又は(2)の企業が50%以上出資して新たに設立する県内中小企業者

3. 補助対象事業

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき承認を受けた「経営革新計画」に従い実施する、次のいずれかに該当する事業

- (1) 新分野進出型
環境・エネルギー、観光、農業等の成長分野へ展開する事業であって、その事業の分野が日本標準産業分類における大分類「建設業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」以外の分野であるもの
- (2) 新事業活動型
新技術・新工法の開発・導入等による新たな需要開拓の取組などにより、建設業または建設関連産業本業の強化を図る事業

4. 補助対象経費及び補助率・補助金額

	(1) 新分野進出型	(2) 新事業活動型
補助対象経費	事業拠点開設費、新商品・新役務等開発費、専門家活用費、人材育成費、販路開拓費、その他特に必要と認められる経費	新技術・新工法等開発・導入費、専門家活用費、人材育成費、販路開拓費、その他特に必要と認められる経費
補助率・補助金額	補助対象経費の1/2以内 上限500万円	

5. 事業期間

交付決定日から事業を完了する日又は平成28年3月25日のいずれか早い日まで

6. 提出書類

所定の申請書、事業計画書及び「経営革新計画」の承認書の写し等

(※)

7. 募集時期

平成27年4月13日（月）～ 7月10日（金）

- (※) 経営革新計画については、当冊子7ページ参照。当事業の申請時において、経営革新計画の承認書の写しを提出するか、又は、次の全ての条件を満たしていることが必要です。
- ・6月上旬までに、承認申請を行う経営革新計画の内容について、地域産業振興課に事前相談済みであること
 - ・6月中に経営革新計画の承認申請を行っていること
 - ・当事業の審査日（8月上～中旬予定）までに経営革新計画が承認される見通しであること

8. 手続きの流れ

経営革新計画の承認申請（地域産業振興課）→審査委員会（プレゼンテーション）
→経営基盤強化支援事業採択申請（建設政策課）→審査委員会（プレゼンテーション）
→事業採択決定→補助金交付申請→補助金交付決定→事業開始→事業終了→実績報告書の提出→補助金の支払い（事業終了後の精算払いとなります）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県建設部 建設政策課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
建設業班 TEL 018-860-2425、2426 FAX 018-860-3800

27. 次世代経営6次産業化チャレンジ事業（異業種参入タイプ）

－農業に参入し6次産業化を図る企業をソフト・ハードの両面で支援－

1. 事業概要

農業への参入や6次産業化に取り組む際に課題となる農業技術・加工技術の習得や人材育成、販路開拓などを支援するとともに、必要な機械・施設等の導入を支援し、意欲的な県内企業の農業への参入を促進します。

2. 補助対象者

次の①または②により農業に参入する場合で、主に次の③～⑤に該当する企業・法人

- ①農業に参入している、または、参入しようとする企業等で、農業生産に併せて6次産業化を図る場合
 - ②企業等が農業生産法人や農業法人を設立し、農業生産に併せて6次産業化を図る場合
 - ③県内に企業等の主たる拠点をも有し、かつ、事業の主たる実施拠点が県内であること
 - ④農業部門の常時雇用従事者を1名以上配置する、または、配置することが確実であること
 - ⑤農業関連部門の会計が企業等の主たる事業部門の会計と別に区分されている、または、区分されることが確実であること
- など

3. 補助対象経費

農業参入・6次産業化の取組に必要な次の経費を補助します。

- ・技術習得、人材育成、専門家活用、市場調査など、円滑な農業経営に必要な経費（ソフト的経費）
- ・農業生産や6次産業化の取組のために必要な施設・機械等の導入に要する経費（ハード的経費）

4. 補助率・補助金の額

- ・補助率 1 / 3 以内
- ・限度額 1, 0 0 0 万円

5. 事業期間

- ・最長で2年間まで活用可能

6. 提出書類

秋田県農林水産部農業経済課 調整・六次産業化班にご相談ください。

7. 募集時期

4月～6月（予定）

8. 手続きの流れ

事業実施計画承認申請→書類審査→計画承認→補助金の交付申請→交付決定→事業着手→事業終了→実績報告書の提出→完了検査→補助金額の確定→補助金の請求→支払い

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県農林水産部 農業経済課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
調整・六次産業化班 TEL 018-860-1763 FAX 018-860-3806

28. あきた企業立地促進助成事業①（製造業等）

－県内への工場立地や施設整備のための設備投資支援－

1. 事業概要

本県産業の活性化と雇用の拡大を図るため、工場等の新增設のための設備投資及び雇用に係る費用の一部を補助し、県内への立地を促進します。

なお、本事業の趣旨に合致するか否かについては、審査を受けた上、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

2. 対象業種（企業）

製造業、研究開発型、流通関連業（注1）、情報通信関連業

3. 補助の要件

① 設備投資額

操業開始以後1年以内の投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること。

② 新規常用雇用者

新增設に係る正規雇用者が10人以上であること。（研究開発型にあつては、専従研究員5人以上）

4. 補助率・補助金の額

① 投下固定資産（土地代除く）への補助率

a) 投下固定資産額が100億円まで

補助率	○製造業で次に該当する場合、補助率を加算します。		
	企業立地促進法の基本計画に定める業種（注2）	資源素材・エネルギー分野	新規常用雇用者数30人以上
10%	+5%		+5%

b) 投下固定資産額が100億円を超える部分：10%

② 雇用奨励費（新規常用雇用者）

1人につき年25万円（3年間）

③ 交付限度額

総交付額	○製造業で次に該当する場合、交付限度額を加算します。			
	新規常用雇用者数			研究施設併設など
5億円	30～99人	100～199人	200人以上	
	+10億円	+20億円	+30億円	+5億円
年間交付額	+5億円			

（注1）対象となる流通関連業は県を越えた広域物流ネットワークを構築する企業です。

（注2）計画区域内で企業立地促進法に指定されている業種（電子・輸送機、資源リサイクル・医療、木材、食品）

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 指定 → 事業着手
→ 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出
→ 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

28. あきた企業立地促進助成事業②

(環境・エネルギー型、資源素材型)

ー環境・リサイクル事業やエネルギー事業を行う企業の設備投資等に、
最大40億円の支援ー

1. 事業概要

成長が期待される環境・リサイクル産業、省エネルギー・新エネルギー関連産業及び資源素材型産業を県内に創出するため、工場を新設または増設する企業に補助することにより、企業立地の促進や新規事業の創出と資源循環型社会の形成を図ります。なお、本事業の趣旨に合うものか審査を受け、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

2. 対象業種（企業）

(環境・エネルギー型)

- ①使用済物品等及び副産物のうち有用なものの全部又は一部を原材料として製品を製造する企業
- ②電気業（ただし、複数の企業が共同で行う場合に限り、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に係るものを除く）、ガス業（ただし、LNGに係るものに限る）、熱供給業等を行う企業
- ③新エネルギー関連事業（風力発電、太陽光発電、小水力発電、燃料電池、次世代自動車、蓄電池、スマートグリッド関連機器、パワーエレクトロニクス機器、省エネルギー機器（LED、ヒートポンプ給湯器）等の機器・部品・部材等を製造する事業）を営む企業

(資源素材型)

- ①鉄鋼業、非鉄金属製造業等を行う企業

3. 補助の要件

- ① 設備投資額
操業時までの投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること。
- ② 新規正規雇用者（操業時及び操業開始後1年以内の新規常用雇用者）
新設・増設ともに10人以上であること。

4. 補助率・補助金の額

(1) 設備投資（土地取得費を除く）

a) 投下固定資産額が100億円まで

補助率	15%	○下記に該当する場合、加算される	
		新規常用雇用者数 30人以上	+5%

b) 投下固定資産額が100億円を超える部分：10%

(2) 雇用奨励費 新規常用雇用者 1名につき、年 25万円（3年間）

【限度額】

総額	5億円	○下記に該当する場合、加算される			研究施設併設 など
		新規常用雇用者数			
		30～99人 +10億円	100～199人 +20億円	200人以上 +30億円	+5億円
年額	5億円	+5億円			-

5. 提出書類

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課エコタウン班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 指定 → 事業着手
→ 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出
→ 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

28. あきた企業立地促進助成事業③（事業集約支援型）

－県内への事業集約を行う企業を支援します－

1. 事業概要

企業の事業再編等に伴い事業所の集約が進んでいることから、秋田県外から県内への事業集約を支援することで、県内経済の活性化を図ります。

2. 対象業種（企業）

製造業及び製造関連サービス業

3. 補助の要件

県内に工場等を有する企業が、県外で実施している事業の全て又一部を県内の工場等に集約する事業であること

- ①事業集約に伴う経費（補助対象額）：1,000万円以上
- ②新規常用雇用者：2人以上

4. 補助率・補助金の額

- ①補助率：20%
- ②交付限度額：2,000万円

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 事業着手 → 指定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出 → 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

29. 新事業展開資金（創業支援資金）

－新規開業者（開業後5年以内の方を含む）に事業資金を融資－

1. 事業概要

今後の成長・発展が期待される事業を新たに始めようとする方に対し、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

- ① 県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方
- ② 個人の場合は事業開始後、法人の場合には設立の日以降5年を経過していない中小企業者
- ③ 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者である法人で、新たに中小企業者である会社を設立する計画を有する企業 など

3. 資金の用途

設備資金、運転資金（ただし、不動産取得資金及び金融債務返済資金を除きます）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 ・融資対象者 2,500万円以内（事業費の80%まで）
ただし、条件によって限度額はさらに下限となります。
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.95%（商工会連合会等が実施する創業塾等を修了し、当該団体より推薦を受けた方及び県外から移住後3年以内の方は年1.65%）
- (4) 保証料 年0.6%
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。物的担保は求めません。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の推薦 → 取扱金融機関への申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

- 最寄りの商工会・商工会議所、中小企業団体中央会
- 取扱金融機関（県内に本支店のある普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

30. 秋田県機械類貸与制度

－長期かつ低利で設備を割賦販売またはリース（従業員300人以下）－

1. 事業概要

（公財）あきた企業活性化センターが、企業が導入を希望する設備を商社、メーカーから購入し、それを長期かつ低利で貸与（割賦販売またはリース）することで県内中小企業者の設備投資を支援する制度です。

2. 対象企業

次の要件すべてに該当する中小企業者。

- ① 従業員数が300人以下（卸売業及びサービス業は100人以下、小売業は50人以下）であること。
- ② 県内に事業所があり、設備を県内に設置すること。
- ③ 払込資本金または出資総額の3分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものでないこと
- ④ 事業税を滞納していないこと

※一定の要件を満たす創業者、中小企業団体も対象となります。

3. 対象設備

土地、建物、リース物件を除く設備（ソフトウェアを含みます）

4. 限度額等

区 分	割 賦 制 度	リ ー ス 制 度
限 度 額	100万円以上1億円以下	
返 済 期 間	6,000万円以下 7年以内 6,000万円超1億円以下 10年以内	3～7年
貸 与 料 率	割賦損料率	
	リース料率	
①	年2.50%（一般枠） 年2.10%（特別枠）	月1.390%～2.990%（一般枠） 月1.373%～1.390%（特別枠）
	②	年2.20%（一般枠） 年1.80%（特別枠）
返 済 方 法	元金均等半年賦払い 6,000万円以下 6か月据置 6,000万円超1億円以下 12か月据置	毎月払い
保 証 金	割賦価格の10%	な し
連 帯 保 証 人	1 名 以 上	

※割賦損料率・リース料率の対象者の区分は次のとおりです。

- ①：中小企業者（小規模企業者を除く）、中小企業団体
- ②：小規模企業者（従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）、創業者

※特別枠の詳細は下記までお問い合わせください。

※割賦損料率及びリース料率は変更することがあります。

5. 提出書類

所定の申請書等

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請 → 現地調査 → 書類による審査 → 貸付可否決定
→ あきた企業活性化センターが申請者及び納入者とそれぞれ契約締結
→ 設備搬入・検収 → 割賦・リース開始

8. 申し込み・問い合わせ先

○（公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備貸与・応援ファンド担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

3 1 . 秋 田 県 企 業 立 地 促 進 資 金

－工場等の新增設に最大10億円を融資－

1. 事業概要

県内に工場等を新增設または空き工場等を活用して事業を行う企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

次のいずれかに該当する企業

- ① 製造業、ソフトウェア業または製造関連サービス業に属する事業（研究開発を含む）、電気業を営む企業
※電気業の場合は自家発電設備を除きます。
- ② 県工業団地を取得する（した）企業

3. 貸付対象設備

工場等の用地、建物及び附属施設、機械及び装置等

4. 貸付要件

- (1) 設備投資額
操業時までの投資額が1億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業は1千万円）以上であること。
- (2) 地場企業
雇用者が増加すること。
- (3) 県外企業
 2. ①の企業：県の誘致企業であり、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること。
 2. ②の企業：操業開始後1年以内に従業員10人以上となること。

5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額

	通 常	上乗せ要件該当の場合
一 般 企 業	投資額の50%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）
先端技術型企业 輸送機関連投資 アグリ関連投資 再生可能エネルギー関連企業	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の70%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）

※上乗せ要件（いずれか1つに該当すること）

- ① 県工業団地を取得すること
 - ② 1年以内に40人以上、将来100人以上の雇用計画があること
 - ③ 操業時までの投資額が30億円以上であること
 - ④ 先端技術型企业、輸送機関連企業、アグリ関連企業、再生可能エネルギー関連企業
 - ⑤ 高度技術産業集積地域（秋田市）内に新增設または空き工場等を活用して事業を行う先端技術型企业であること
- (2) 貸 付 期 間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）
 - (3) 貸 付 利 率 年1.8%（輸送機・アグリ関連・再生可能エネルギー関連企業の設備投資の場合は1.7%）
 - (4) 償 還 方 法 元金均等年賦償還
 - (5) 担 保 ・ 保 証 人 指定金融機関（秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫及び秋田県信用組合）の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、営業報告書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業⇔県）、貸付条件（企業⇔金融機関）） → 貸付あっせん申請（企業→県） → 貸付あっせん決定（県→企業） → 貸付申請（企業→金融機関、金融機関→県） → 貸付決定通知（県→金融機関） → 融資実行（金融機関→企業）

9. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

3 2 . 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金

－発電用施設周辺地域等の工場の新增設に最大5億円を融資－

1. 事業概要

発電用施設周辺地域等への企業導入等を図るため、工場を新增設する企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

製造業を営む資本の額または出資の総額が1千万円以上の会社

3. 貸付対象設備

事業の用に供する機械及び装置、工場用の建物、当該建物の敷地である土地の取得
※土地を対象とするときは、取得の日から1年以内に工場用建物の建設に着手することが必要です。

4. 貸付要件

(1) 設備投資額

当該設備の取得に要する費用の額が5千万円以上であること。

(2) 雇 用 者 数

当該設備を使用した日から1年以内に3人以上の雇用計画があること。この場合、発電用施設周辺地域またはこれに隣接する市町村に居住する従業員を20%以上かつ3人以上含むこと。

(3) 対 象 地 域

県内全域

5. 貸付条件

(1) 貸付限度額 投資額の50%以内で限度額5億円

(2) 貸付期間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）

(3) 貸付利率 年1.8%

(4) 償還方法 元金均等年賦償還

(5) 担保・保証人 指定金融機関（秋田銀行、北都銀行）の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、営業報告書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業⇔県）、貸付条件（企業⇔銀行）） → 貸付あっせん申請（企業→県） → 貸付あっせん決定（県→企業） → 貸付申請（企業→銀行、銀行→県） → 貸付決定通知（県→銀行） → 融資実行（銀行→企業）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

33. ふるさと融資（地域総合整備資金）

－無利子の長期資金で地域経済の振興を支援－

1. 事業概要

（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携し、県または市町村が民間事業者の設備の取得等にかかる費用に対し、長期の無利子資金を融資します。

2. 貸付対象者

法人格を有する団体

3. 貸付対象事業

地域の振興や活性化につながるもので、次のような分野の事業が対象となります。

①交通・通信施設整備、②都市基盤整備、③産業基盤整備、④リゾート・観光開発、⑤教育・文化・福祉・医療施設整備など

ただし、第三者に売却または分譲することを予定している施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等の用に供される施設は、融資の対象外です。

4. 対象事業の要件

県や市町村の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 新規雇用者数が、県から融資を受ける場合は10人以上、市町村から融資を受ける場合は5人以上であること（但し、再生可能エネルギー電気事業は県・市町村ともに1人以上）。
- (2) 貸付対象事業費（用地取得費は含みません）の総額が2,500万円以上であること。
- (3) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から融資が行われるものであること。

5. 事業期間

4年以内

6. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象事業費用から補助金を控除した額の35%以内で、42億円を限度とする（過疎地域・特別豪雪地域・定住自立圏の場合は45%以内で63億円を限度とする）。
- (2) 貸付期間 15年以内（5年以内の据置期間を含みます）
- (3) 貸付利率 無利子
- (4) 担保・保証人 民間金融機関等の連帯保証が必要です。
※ふるさと融資借入予定金額が、原則10.5億円超の場合は県、10.5億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。

7. 提出書類

借入申込書、事業計画書、事業者概要書、連帯保証予定者の意見書等

8. 申請時期

随時受け付けます（ただし事業完了前であることが必要です）。

※ふるさと財団審査結果通知時期：毎年度7月、10月、2月

9. 手続きの流れ

県または市町村への相談 → 県または市町村への融資利用希望書提出（着工前） → 正式申請 → 審査（ふるさと財団） → 採択通知 → 融資実行

10. 申し込み・問い合わせ先

- 各市町村の担当窓口（多くは企画担当部署）
- 秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

34. 中小企業振興資金（一般資金）

－中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

中小企業の健全な発展と経営の安定を図るため、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

秋田県内で1年以上事業を営む中小企業者

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

返済条件を固定・変動から選択できます。

	固定金利	変動金利
貸付限度額	合計で1億円	
貸付期間	設備資金 10年以内 (据置期間2年以内を含みます) 運転資金 7年以内 (据置期間1年以内を含みます)	設備資金 15年以内 (据置期間2年以内を含みます) 運転資金 10年以内 (据置期間1年以内を含みます)
貸付利率	年2.35% (セーフティネット保証第1号～ 第6号を利用した場合は2.15%)	年2.10%※ (セーフティネット保証第1号～ 第6号を利用した場合は1.9%)
保証料	年1.55%以下 (セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%)	
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。	

※変動金利の利率は、金融機関により年利率、融資後の変動幅、変更時期が異なりますので、取扱金融機関にご確認ください。

5. 提出書類

取扱金融機関所定の書類

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

8. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

9. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

35. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）

－小規模事業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

小規模事業者に事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

次のすべてに該当する、従業員20人以下小規模事業者（商業・サービス業は5人以下）

- ① 県内で1年以上事業を営んでいること
- ② 商工会・商工会議所の経営指導を受けていること

3. 資金の使途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1,250万円
- (2) 貸付期間 設備資金10年以内（据置期間2年以内を含みます）
運転資金 7年以内（ “ 1年 ” ）
- (3) 貸付利率 年2.35%（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年2.15%）
- (4) 保証料 年0.45%（ “ 0.5% ” ）
- (5) 担保・保証人等 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

36. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金小口支援枠）

－小規模事業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

信用保証協会と金融機関が責任分担を図る責任共有制度の対象外制度として、小規模事業者に事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

県内で1年以上事業を営む従業員20人以下の小規模事業者（商業・サービス業は5人以下）

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1,250万円（ただし、既存の信用保証協会保証付き融資残高との合計で1,250万円以内となります。）
- (2) 貸付期間 設備資金 10年以内（据置期間2年以内を含みます）
運転資金 7年以内（ " 1年以内 " ）
- (3) 貸付利率 年2.15%
- (4) 保証料 年0.5%
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。原則として物的担保は求めません。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

37. 中小企業振興資金（流動資産担保資金）

－ 中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

中小企業の健全な発展と経営の安定を図るため、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

県内で1年以上事業を営み、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者

3. 資金の用途

運転資金、設備資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1億円
- (2) 貸付期間 1年以内
- (3) 貸付利率 年2.00%
- (4) 保証料 年0.68%
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。担保は流動資産（売掛債権・棚卸資産）を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

38. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）

－災害にあった中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

災害によって被害を受けた中小企業者に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

災害によって事務所または事業所が罹災した中小企業者

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

貸付限度額	1,000万円
貸付期間	10年以内 (据置期間1年以内を含みます)
貸付利率	年1.75% (セーフティネット保証第1号から第6号を利用した場合は年1.55%)
保証料	不要です。
担保 ・保証人等	法人は代表者、個人は不要です。 原則として担保は徴求しません。

5. 申請時期

災害が発生した日から6ヶ月間

6. 手続きの流れ

市町村発行の罹災証明の取得 → 取扱金融機関への申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

39. 中小企業アグリサポート資金

－農林漁業分野に進出しようとする企業に事業資金を融資－

1. 事業概要

農林水産業分野に進出することにより経営基盤の強化を図る県内中小企業者等に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

県内の中小企業者（法人に限る。）で、農林漁業分野に進出している、またはその計画を有する方

3. 資金の使途

設備資金、運転資金（農林水産業に必要な資金に限ります。ただし、農地取得資金及び金融債務返済資金は除きます）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 2,500万円
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.95%
- (4) 保証料 年0.6%
- (5) 担保・保証人 連帯保証人は、原則として、代表者。必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

40. 新事業展開資金（事業革新資金）

－経営革新などに意欲的な企業に事業資金を融資－

1. 事業概要

経営革新や創造的技術開発のための資金を融資します。

2. 貸付対象者

次のいずれかに該当することで商工会・商工会議所の確認または認定を受けた中小企業者

- ① 知事の承認を受けた経営革新計画（本手引き7ページ）に従って経営革新のための事業を実施すること
- ② あきた企業応援ファンド事業（同5ページ）、あきた農商工応援ファンド事業（同14ページ）の事業採択を受けたこと
- ③ 商店街振興組合等が策定した商店街整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行うこと
- ④ 地域観光振興計画に基づき知事が認定した事業を行うこと
- ⑤ 特許法に基づく特許の取得（出願中を含む）技術を有し、その実用化のための事業を行うこと
- ⑥ 県の研究機関等で共同開発した技術・製品の實用化、生産化のための事業を行うこと
- ⑦ 知事が認定した環境調和型事業を行うこと
- ⑧ 地域産業資源活用事業、農商工等連携事業若しくは異分野連携新事業分野開拓事業の認定を受けた事業を行うこと
- ⑨ 事業転換、事業多角化をしようとする事
- ⑩ 新市場進出による事業展開を図ろうとする事
- ⑪ 海外へ進出する事業展開を図ろうとする事
- ⑫ 異なる二者以上の企業者が連携して事業を行うこと

3. 資金の使途

設備資金、運転資金（ただし、金融債務返済資金は除きます）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1億円（2.⑦に該当するときは2億円、2.⑫に該当するときは5,000万円）
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 1.95%（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年1.75%）
- (4) 保証料 年0.6%以内（〃年0.7%）
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。ただし、2,000万円以内の利用の場合には、原則として本資金によって取得した資産を除き、担保として求めません。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所の確認・認定 → 取扱金融機関への申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

8. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、
秋田県信用組合）

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

4 1. 新事業展開資金（再生可能エネルギー導入支援資金）

－発電事業を行う中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

発電事業を行う中小企業に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者

3. 資金の使途

設備資金、運転資金（ただし、用地取得資金及び金融債務返済資金は除きます）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 2億8,000万円
- (2) 貸付期間 15年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.95%
- (4) 保証料 年1.55%以内
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

4 2 . 新事業展開資金（再生可能エネルギー設備資金）

－発電事業を行う中小企業者に設備資金を融資－

1. 事業概要

発電事業を行う中小企業に、設備資金を融資します。

2. 貸付対象者

再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者

3. 資金の使途

設備資金（ただし、用地取得資金は除きます）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 2億円
- (2) 貸付期間 15年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.95%
- (4) 保証料 年1.07%
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

43. 新事業展開資金（事業承継資金）

－事業承継を行う中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

事業承継を行う中小企業者に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

- ① 事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者
- ② 破産等が発生した企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者
- ③ 親族以外の従業員等が承継した中小企業者
- ④ 事業承継により経営等に支障が生じていることについて、経済産業大臣から認定を受けた中小企業者（中小企業経営承継円滑化法12条）

3. 資金の使途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1億円（④は別枠で1億円）
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.95%（事業引継ぎ支援センター支援案件等は年1.80%、セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年1.75%）
- (4) 保証料 年0.6%以下（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年0.7%）
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて担保を求めます。ただし、2,000万円以内の利用の場合には、原則として本資金によって取得した資産を除き、担保として求めません。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所の推薦 → 取扱金融機関への申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

4 4 . 経営安定資金

一業況の悪化している企業、経営力の強化を図る企業等に事業資金を融資一

1. 事業概要

一時的に業況が悪化している方や経営力の強化を図る方などに、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

秋田県内で1年以上事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 通常枠

- ① 直近3か月の売上高、6か月の売上高又は今後3か月の売上高の見込みが前年同期比で5%以上減少していること
- ② 直前決算において赤字を計上していること
- ③ 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること
- ④ 破綻金融機関と取引のあるものとして中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による特定中小企業者の認定を受けたこと

(2) 経営力強化枠

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

(3) 借換枠

中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）又は緊急経済対策枠に係る既往借入金の残高があり、次の要件のいずれかを満たす中小企業者

- ① 適切な事業計画を有していること
- ② 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと

(4) 特別改善枠

- ① 経営の安定に支障を生じ、再建計画について商工調停士等の指導を受け、再建の見込みがあるものとして、商工会連合会等から推薦を受けたこと
- ② 秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を行うこと

3. 資金使途

経営の安定・活性化に必要な資金。ただし、同一制度の既存借入金の償還財源とすることなども認められます。また、特別改善枠では、商工調停士等が当該企業の再生のために特に必要と認めた場合には、金融債務の償還財源とすることも認められます。

4. 貸付条件

	通常枠	経営力強化枠	借換枠
貸付限度額	8,000万円以内 ④は別枠5,000万円以内	2億円以内	2億8,000万円以内
貸付期間	10年以内(据置期間2年以内を含みます)	設備7年以内(据置期間1年以内を含みます) 運転5年以内(据置期間1年以内を含みます)	10年以内(据置期間1年以内を含みます)
貸付利率	年1.95% セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年1.75%	年1.95%	年1.80%
保証料	年1.55%以下(セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%)、③は0.50%	年1.40%以下	年1.55%(セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%)
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要です。 必要に応じて物的担保を求めます。ただし、利用額が1千万円以内かつ商工会等から経営改善計画の作成指導を受けている場合は、原則として物的担保は求めません。	法人は代表者、個人は不要です。 必要に応じて物的担保を求めます。	法人は代表者、個人は不要です。 必要に応じて物的担保を求めます。

	特別改善枠
貸付限度額	①5,000万円以内 ②8,000万円以内
貸付期間	12年以内(据置期間3年以内を含みます)
貸付利率	年2.35% セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年2.15%
保証料	年1.55%以下(セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%)
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要です。 必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

- 通常枠、経営力強化枠、借換枠
商工会・商工会議所の認定 → 取扱金融機関への申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行
- 特別改善枠
商工会・商工会議所などへの相談 → 商工調停士による再生計画の作成
→ 取扱金融機関・信用保証協会との協議 → 商工調停士等による推薦
→ 取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査
→ 融資実行

7. 申し込み先

- 最寄りの商工会・商工会議所
- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

45. 再建企業特別融資資金

－中小企業者の再建、再チャレンジのための事業資金を融資－

1. 事業概要

法的手続きによる再建をめざす方や、廃業・倒産を経験した方の再チャレンジを図るための事業資金を融資します。

2. 融資対象者

(1) 事業再生資金

次のいずれかに該当すること。

- ① 民事再生法に基づき計画の承認を受け、再生計画の途上にあること
- ② 会社更生法に基づき計画の承認を受け、更生計画の途上にあること

(2) 再起支援資金

廃業や倒産により事業を断念した後、新たに事業を開始しようとする方で、次のいずれかに該当すること

- ① 県内で新たに事業を開始する会社等を2か月以内（産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う者にあつては、6か月以内）に設立する具体的計画のある個人
- ② 県内で新たに中小企業者として事業を開始した日以後、1年を経過していない会社等

3. 資金の用途

- (1) 事業再生資金 運転資金
- (2) 再起支援資金 設備資金、運転資金（ただし、不動産取得資金は除きます）

4. 貸付条件

	事業再生資金	再起支援資金
貸付限度額	1億円	1,000万円
貸付期間	1年以内	10年以内 (据置期間2年以内を含みます)
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
保証料	年1.2%以下	年0.7%
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要。 必要に応じて物的担保を求めます。	同左 担保は不要です。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

46. 高度化資金

—中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資—

1. 事業概要

中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けた上で、長期かつ低利又は無利子で県が直接融資します。

2. 貸付対象者

事業協同組合、商店街振興組合、これらの組合員等

※ 事業の種類により異なります。

3. 対象事業

(1) 集団化事業

市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、適地に工場団地や卸団地を建設する事業

(2) 集積区域整備事業

商店街、工場団地、卸団地等の既存の企業が集積している地区において、道路の拡幅、アーケードやカラー舗装の設置、店舗や事業所の改造、共同配送センターの設置等の整備を行う事業

(3) 施設集約化事業

中小企業者が共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業所等を設置する事業

(4) その他

(1)～(3)以外にも様々な事業があります。

4. 貸付条件

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 貸付限度額 | 原則として貸付対象金額の80%以内 |
| (2) 貸付期間 | 20年以内（据置期間3年以内を含みます） |
| (3) 貸付利率 | 0.75% |

※市中金利に応じて変動します。また、特定の条件を満たすことで無利子となります。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

事前説明 → 事前助言 → 計画書の提出 → 計画診断 → 事業認定 → 着工
→ 完了検査 → 融資実行

※構想段階から県に相談していただき、お互いの連携のもと事業を進めます。

7. 事業の特徴

計画の作成段階から、中小企業診断士が助言するなど、事業目的の達成に向けて支援します。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2216 FAX 018-860-3887

47. 秋田県よろず支援拠点

－経営上のあらゆるお悩みの解決を支援－

1. 事業概要

中小企業や個人事業の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じます。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体。

3. 支援内容

- ・ 秋田県よろず支援拠点内に配置されたコーディネーター1名とサブコーディネーター数名（26年度は4名配置）により、お悩みが解決するまで継続して対応
- ・ 遠方の相談者の利便性を高めるため、サテライト支援拠点を設置する予定
- ・ 販売促進・売上拡大等のセミナー、相談会を県内各地で随時開催

4. 申し込み・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
秋田県よろず支援拠点 TEL 018-860-5605 FAX 018-863-2390

48. ワンストップ移動相談事業

－県内各地域に移動相談所を開設－

1. 事業概要

県内企業の事業活動をスピーディーに支援するため、県内各地域において移動相談所を開設します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体。

3. 支援内容

- ・ 経営相談専門員やセンター職員が各地域を訪問し無料相談会を開催
- ・ 開催場所、会場は下表のとおり（毎週火曜日開催：祝日に当たった場合には、次の平日開催。12月29日～1月3日は開設しません）、開設時間は午前10時30分～午後3時

場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鹿角地域振興局	28日		30日			24日	27日		1日		2日	
北秋田地域振興局	14日		2日	14日		8日		10日	15日		16日	
山本地域振興局		19日	23日		18日		6日	24日		12日		8日
由利地域振興局		7日	16日	21日	25日		20日			19日		1日
仙北地域振興局	21日		9日		4日	29日		17日		5日	23日	
平鹿地域振興局	7日	26日		7日		15日		4日	8日		9日	
雄勝地域振興局		12日		28日		1日	13日		22日	26日		15日

4. 申し込み・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

49. 専門家派遣事業

－経営課題解決のため民間専門家を派遣－

1. 事業概要

創業や経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える様々な課題に対し、(公財)あきた企業活性化センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者及び任意団体。

3. 派遣対象分野

- | | |
|--------------|----------|
| ① 経営全般 | ⑤ 食品・醸造 |
| ② 販売・マーケティング | ⑥ 法務・労務 |
| ③ IT・情報化 | ⑦ 税務・会計 |
| ④ 技術・生産 | ⑧ 海外展開 等 |

(注) ISO等公的認証取得や許認可を得ることだけを目的とするものは対象となりません。

この事業は企業の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業の実務や取引先等のあっせんを行うものではありません。

4. 補助対象経費

派遣日数は最大で延べ4日です。4時間未満の派遣を半日とし、最大8回の派遣が可能です。

専門家への謝金は1日50,000円(半日25,000円)で1～2日目は(公財)あきた企業活性化センターが全額負担し、3～4日目はセンターと派遣要請企業の半分ずつの負担となります。

また、専門家の旅費は派遣要請企業の負担となります。

5. 提出書類

専門家派遣要請書(所定の様式があります)

6. 募集時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請相談 → 事前調査 → 企業等が派遣要請書を提出 → 審査 → 派遣決定
→ 診断・助言の実施

8. 申し込み・問い合わせ先

- (公財) あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

50. パワーアッププロデューサー事業

－川下企業と川上（県内）企業のビジネスマッチングを支援－

1. 事業概要

マーケットインの考え方で、川下企業のニーズに基づき、川上（県内）企業が持つコア技術を活用し、新製品、新技術を開発することで、売れる商品づくりをプロデュースします。

特に自動車産業において県内企業同士の連携体と自動車メーカーとのマッチングを強力に進めます。

2. 対象者

県内在住のものづくり企業。

3. 支援内容

- ・ 川下企業の技術課題の把握と川上（県内）企業のコア技術の発掘によるビジネスマッチング
- ・ 県内企業の技術開発・製品開発支援
- ・ 自動車商談会の出展企業支援
- ・ 企業間連携によりアッセンブリー、モジュール部品を納品できる「企業グループ」の形成促進支援

4. 申し込み・問い合わせ先

相談は無料です。電話等にて随時受け付けます。

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

ものづくり支援担当 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

51. 食品事業者支援事業/あきた食シーズ・ニーズマッチング事業

－県内食品関連企業の販売機会の拡大、マッチングを支援－

1. 事業概要

県内食品事業者の販売機会の拡大を支援します。

また、県内食品関連企業の持つ技術シーズ及び製品と首都圏の大手食品関連メーカーのニーズとのマッチングを行います。

2. 対象者

県内在住の食品関連企業等。

3. 支援内容

- ・ 県内食品事業者の加工連携の推進や商品戦略の構築についてのアドバイス、同事業者と首都圏企業とのマッチング
- ・ 県内の食シーズと首都圏食品メーカーのニーズとのマッチング機会を提供するため、首都圏よりメーカーを招へいし、秋田市内において商談会を開催
開催時期：平成27年10月（予定）
出展企業数：県内出展企業数40社程度、首都圏の食品メーカー等30社程度

4. 申し込み・問い合わせ先

相談、出展は無料です。

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

ものづくり支援担当 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

5 2 . 販路拡大支援事業/商談会開催事業

－県内ものづくり企業の受発注拡大を支援－

1. 事業概要

首都圏、東北地区等の発注案件の収集を行い、得られた首都圏企業等の情報を県内企業へ提供するほか、発注案件は県内企業へ個別にあっせんします。

また、あっせん成立を高めるための営業力底上げを行うほか、首都圏等の発注企業と県内受注企業との商談の場を提供します。

2. 対象者

県内在住の機械・金属工業、精密・輸送機械工業、プラスチック製品製造業等のものづくり企業。

3. 支援内容

- ・ 首都圏、東北地区等の発注案件を収集、県内企業との同行訪問、発注案件のあっせん
- ・ 収集した発注案件等のFAX、Eメールでの提供、センターHPからの発信
提供・発信頻度：月2回程度
- ・ 収集した発注案件等の報告会の開催
開催回数：年2回
開催予定月：平成27年6月、10月
- ・ 主に営業担当者を対象とした「あきた営業力強化塾」の開催
開催回数、開催時期は未定
- ・ 主に経営者、管理者、営業責任者を対象とした「営業戦略策定研修」の開催
開催回数、開催時期は未定
- ・ 青森、秋田、岩手の3県合同による「青森・秋田・岩手3県合同商談会」の開催
開催時期：平成27年7月2日（水）
開催会場：TRC東京流通センター
（参考）
26年度開催実績：参加発注数58社、受注数161社
- ・ 秋田単独による「秋田広域商談会」の開催
開催予定月：平成27年11月
開催会場：秋田市
（参考）
26年度開催実績：参加発注数51社、受注数104社
- ・ 県内受注企業が掲載されているデータベース「あきた企業ガイド」の作成、発信
（参考）
27年2月末時点のあきた企業ガイド掲載企業数719社

4. 申し込み・問い合わせ先

相談、商談会参加は無料です。

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

販路拡大担当 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

5 3 . あきた産業デザイン支援センター事業

－デザイン力（※1）向上を支援－

※1 ものの色や形を超えて、システムやサービスなども含めてデザインする力

1. 事業概要

中小企業や個人事業のデザイン力向上を支援します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体。

3. 支援内容

- ・ あきた企業活性化センター内に「あきた産業デザイン支援センター」を設置、デザイン相談員を配置しての支援
- ・ グッドデザイン賞への応募をはじめ、デザインを活用した製品開発や販路開拓のための補助金等の申請書類作成支援
- ・ デザインに関する各種セミナー開催

4. 申し込み・問い合わせ先

相談は無料です。電話等にて随時受け付けます。

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

知財・デザインセンター担当 TEL 018-860-5614 FAX 018-863-2390

5 4 . 知的財産有効活用事業

－知的財産権（※2）のお悩みの解決を支援－

※2 発明や創作によって生み出されたものを、発明者の財産として一定の期間保護する権利

1. 事業概要

中小企業等が抱える知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで支援します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体。

3. 支援内容

- ・ あきた企業活性化センター内に「知財総合支援窓口」を設置、窓口支援担当者を配置しての支援
- ・ 専門性が高く、窓口支援担当者による解決が困難な課題等に対しては、知財専門家を活用して窓口支援担当者と共同で解決
- ・ 外国への特許、商標等の出願支援

4. 申し込み・問い合わせ先

相談は無料です。電話等にて随時受け付けます。

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

知財・デザインセンター担当 TEL 018-860-5614 FAX 018-863-2390

55. 創業支援室（貸し事務室）

－創業する方に低料金で事務室を提供－

1. 事業概要

創業・起業化や新たな事業分野への進出等をめざす企業が利用できる貸し事務室を県庁第二庁舎内に開設しています。

2. 創業支援室の概要

(1) 所在地 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎 3階

(2) 室数・面積・使用料等

室名	室数	面積	月額使用料(円)
創業支援室A	8	25㎡程度	21,600
〃 B	3	48㎡程度	51,400

保証料・敷金等は不要ですが、使用料の他に電気料等を負担していただきます。また、電話については自己設置となります（各室へは配線済です）。

(3) その他の機能

- ・24時間の業務利用が可能です。
- ・OAフロア
- ・入居者専用の駐車場はありません。
- ・各室専用カードキーにより管理していただきます。

3. 入居対象事業者

(1) 新規創業者

- ①県内で新たに事業を開始しようとする個人または会社
- ②県内で新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社

(2) 組織化、共同化及び組織変更を行おうとする方

県内において組織化、共同化及び組織変更を行おうとする次に該当する方

- ①主として事業所支援型サービス業に属し、県内において組織化・共同化を図ることにより、経営資源を強化し、県内産業の競争力向上に寄与しようとする個人または会社
- ②異業種交流により組織化・共同化を図り新業種・新業態への進出を図ろうとしており、具体的に事業化段階に達した個人または会社
- ③事業協同組合、企業組合及び協同組合から株式会社等に組織変更を行い事業拡大を行おうとする組合

※店舗としての使用、あるいは本社機能が他の場所にある場合の営業拠点や支社等としての使用はできません。

4. 入居期間

1年間。ただし、審査の上最初の入居から3年まで更新可能です。

5. 募集時期

随時受け付けます。

ただし、空き室がない場合は、空き室が出るまで入居審査及び入居をお待ち頂くこととなります。

6. 申し込み先・問い合わせ先

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

56. 産業技術センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

産業技術センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室

区 分	面積(㎡)	室数	1室使用料金(月額)
高機能開放研究室	61.44	5室	97,800円
開放研究室A	59	1室	69,800円
開放研究室B	46	6室	66,700円
開放研究室C	40	2室	44,400円
計		14室	

※高機能開放研究室は、旧高度技術研究所の開放研究室で、特殊ガス（アルゴンガス、窒素ガス）、圧縮空気等を使用できます。

(2) 研修室等

区分	使 用 料			収容人数	
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時		
高度技術 研究館	視聴覚研修室	9,750円	13,000円	22,750円	100人
	研修室A	3,600円	4,800円	8,400円	24人
本館	研修室B	1,200円	1,600円	2,800円	20人
	講堂	3,600円	4,800円	8,400円	100人
	展示室	(1日)		1,350円	

次の付属備品を有料で使用できますので、申込の際にお申し出ください。

区 分	設 備 名	使 用 料
視聴覚研修室	映像装置	1式1時間につき 2,100円
	同時通訳装置	1,600円
研修室A	オーバーヘッドプロジェクター	1式1回につき 520円
	拡声装置	520円

(3) 県内企業等が品質管理、分析評価、加工等に使用できる設備を開放しております。当センターで保有している設備については、秋田県産業技術センターホームページ (<http://www.rdc.pref.akita.jp/>) をご覧ください。

また、企業等が抱える課題等について、企業等に代わって測定・分析解析等を行う簡易受託研究制度もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

3. 留意事項

(1) 利用者

特に制限はありません。

(2) 利用日時

原則として、産業技術センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。

(3) 利用・申し込み方法

あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、当日までに「使用許可申請書」による手続きが必要です。

使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。

(4) 使用方法の指導

設備機器の使用方法については、必要に応じて産業技術センター職員が指導します。

(5) 支払方法

産業技術センターで発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業技術センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-11

総務管理部（講堂、研修室等の施設）

技術イノベーション部（開放研究室・機械設備）

TEL 018-862-3414 FAX 018-865-3949

57. 総合食品研究センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

総合食品研究センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室

面積	室数	1室使用料金(月額)
約30㎡	5室	79,200円

備え付けの備品：実験台4台、器具戸棚1台、低温恒温機1台、電子天秤1台、pHメーター1台、乾燥棚1台、氷温冷蔵庫1台、ロッカー1台、机1台、椅子2個

また、特殊ガス(アルゴンガス、炭酸ガス、窒素ガス)が使用できます。

(2) 研修室

区分	使用料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
研修室	5,850円	7,800円	13,650円	100人
技術研修室	2,100円	2,800円	4,900円	24人

次の付属設備を無料で使用できますので、申込の際にお申し出下さい。

液晶プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、音響施設

- (3) 品質管理、分析評価、加工等に使用する機器を貸し出しています。使用できる機器リストについてはセンターホームページ中の「秋田県総合食品研究センター施設・設備利用のご案内」http://www.arif.pref.akita.jp/01_kikiriyou.htmlにある設備機器一覧をご覧ください。

3. 留意事項

- (1) 利用者
特に制限はありません。
- (2) 利用日時
原則として、総合食品研究センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。
- (3) 利用・申し込み方法
あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、使用する日の7日前までに使用許可申請書による手続きが必要です。
使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。
- (4) 使用方法の指導
設備機器の使用方法については、必要に応じて総合食品研究センター職員が指導します。
- (5) 支払方法
利用当日に現金でお支払いいただきます。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県総合食品研究センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26

企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008

「平成27年度版創業・中小企業のための
補助金・融資等の手引き」

平成27年3月発行
編 集 秋田県産業労働部地域産業振興課
発 行 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
TEL 018-860-2225
FAX 018-860-2590
